

# ポケット六法 令和二年版 有効な改正前規定

## 「有効な改正前規定」について

ポケット六法は、基準日（令和元年九月一日）までに公布された法令による改正を織り込み刊行しています。しかし、その法令がすぐに施行されず、施行の日が六法の刊行日よりずっと先になることがあります。効力をもっているのは改正を織り込む前の条文ですが、ポケット六法に掲載しているのは改正を織り込んだ条文であるため、書籍の六法では、実際に効力をもっている条文を調べることができなくなってしまうのです。

そこで、効力をもつ改正前の条文で、令和二年一月二日から令和三年三月三十一日までに施行されるものを「有効な改正前規定」として公開します。なお、令和三年四月一日以降に施行されるものについては、ポケット六法本体に小さな文字で改正規定などを掲載しています。

本欄では、令和元年九月一日現在での「有効な改正前規定」を掲載しています。施行の日が未確定なものは「令和二・二六までに施行」などと表記していますが、施行期日定める法令により施行の日が確定し、改正法令が施行されると、ポケット六法に掲載している条文が効力をもつこととなります。

令和元年九月一日

有斐閣六法編集室

## 凡 例

〈内容現在〉 令和元年九月一日

〈掲載内容〉 ポケット六法令和二年版の掲載法令中、施行期日の到来していない改正前の規定を掲載した。

〈施行期日の範囲〉 令和二年一月二日から令和三年三月三十一日まで（令和三年四月一日以降のものはポケット六法に注記を加えて掲載した。）

〈掲載の原則〉 該当する条文を条ごとに掲載した。ただしポケット六法と同一の部分については（略）などと表記して、項及び号の範囲で省略している。ただし、民法については、ポケット六法令和二年版「民法」改正前規定（五三〇頁）に掲載した。

〈改正法令一覧〉 各掲載法令の題名の次に、対象となる改正法令の法令名と公布日・施行期日を掲げた。なお、施行期日は別の法令により定められる場合がある。施行期日が「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」などと定められている場合には、具体的な日付に置き換えて表記した。

「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」などと定められている場合には、具体的な日付に置き換えて表記した。

# 目次

## 公法

○個人情報保護に関する法律平成一五 法五七	三
○公職選挙法昭和五法〇〇	三
○内閣府設置法平成二法八九	三
○地方自治法昭和二三法六七	三
○地方公務員法昭和三五法二六	三
○財政法昭和二三法二四	五
○道路交通法昭和三五法〇五	六
○土地収用法昭和六法二九	六
○公害紛争処理法昭和四五法一〇八	七
○学校教育法昭和二三法二六	七

## 民法

○民法施行法明治三二法一一	八
○一般社団法人及び一般財団法人に關する法律平成一八法四八	八
○不動産登記法平成一六法二二	八
○不動産及び債権の譲渡の對抗要件に關する民法の特例等に関する法律平成一〇法〇四	八
○電子記録債権法平成一九法一〇二	九
○消費者契約法平成二二法六一	九
○電子消費者契約に関する民法の特例に關する法律平成二三法九五	一〇
○割賦販売法昭和六法一五九	一〇
○特定商取引に関する法律昭和五二法五七	一〇
○住宅の品質確保の促進等に関する法律平成一八法八一	一一
○借地借家法平成三三法九〇	一一
○信託法平成一八法一〇八	一二
○製造物責任法平成六法八五	一二
○自動車損害賠償保障法昭和三三法九七	一三
○戸籍法昭和二三法二四	一三
○児童福祉法昭和二三法二六四	一三
○児童虐待の防止等に関する法律平成二二法八二	一四
○後見登記等に関する法律平成二二法一五	一四
○商法明治三三法四八	一五
○会社法平成一七法八六	一六
○商業登記法昭和三八法二二五	一八
○保険法平成一〇法五〇	一八
○手形法昭和七法〇〇	一八
○小切手法昭和八法五七	一八
○民事訴訟法平成八法一〇九	一九
○非訟事件手続法平成三三法五二	一九
○家事事件手続法平成三三法五二	一九
○国際的な子の奪取の民事上の側面に關する条約の実施に関する法律平成二五法四八	二〇
○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律平成二三法三三	二〇
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に關する法律平成六法一五	二二
○民事執行法昭和四五法四二	二二
○民事保全法平成一九法九二	二三
○破産法平成一六法七五	二三

## 刑法

○民事再生法平成二二法二二五	二四
○会社更生法平成二四法一五四	二五
○刑法明治四〇法四五	二六
○犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律平成二二法五八	二六
○少年法昭和三三法六八	二六

## 社会法

○労働契約法平成一九法二二八	二七
○労働基準法昭和二三法四九	二七
○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律昭和四七法一三三	二七
○短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律平成五五法七六	二八
○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律平成三三法七六	二九
○労働者災害補償保険法昭和三三法五〇	三〇
○職業安定法昭和二三法一四二	三〇
○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六〇法八八)	三一
○個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律平成二三法一一二	三二
○生活保護法昭和五五法一四四	三三

## 産業法

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律昭和三五法五四	三三
○不当景品類及び不当表示防止法昭和三七法三四	三七
○金融商品取引法昭和三三法二五	三八
○金融商品の販売等に関する法律平成二二法一〇二	四〇
○特許法(昭和三四法一一二)	四一
○商標法昭和三四法一一七	四一
○不正競争防止法平成五五法四七	四二
○著作権法昭和四五法四八	四二

# ○個人情報保護に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽  
・特定複合観光施設区域整備法(平成三〇・七・二七法八〇)

附則九条(令和二・一・二六まで)に施行

## (事業所責任)

### 第六条(任意略)

一個人情報取扱事業者等が行う個人情報等の取扱いのうち雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣(船員の雇用管理に関するものについては、国土交通大臣)及び当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣又は国家公安委員会(以下において「大臣等」という。)

# ○公職選挙法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・情通通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政連達の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和・五・三三法一六 附則三条(令和二・二・一九まで)に施行)

## (永久選挙人名簿)

### 第一〇条(一)④(略)

⑤ 選挙人名簿の調製については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条の規定は、適用しない。(改正により削られた)

## (仮入選挙人名簿)

### 第二〇条の二①⑤(略)

⑥ 仮入選挙人名簿については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条の規定は、適用しない。(改正により削られた)

# ○内閣府設置法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・特定複合観光施設区域整備法(平成三〇・七・二七法八〇)附則一六条(令和二・一・二六まで)に施行

## (任務)

### 第三十一条(一)(略)

② 前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国のとして行うべき事務の適切な振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、事業者間公正かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、行政手続における特定の個人を識別するための番号等の適正な取扱いの確保、金融の適切な機能の確保、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に関係する施策に関する政府全体の見地からの関行機関の連携の確保を図るとも、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。

# ○地方自治法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・地方税法の一部を改正する等の法律(平成二八・三・三三法二三)附則三五条(令和二・四・一施行)

・地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成二九・五・一七法二九)本則一条(令和二・四・一施行)

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二九・六・二四法四五)本則(〇六条(令和二・四・一施行))

・地方自治法等の一部を改正する法律(平成二九・六・九法五四)本則一条(令和二・四・一施行)

第七十五条(監査の請求及びその処置)① 選挙権を有する者(道の方面公安委員会については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内においては、選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の五十パーセント以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の監査委員(以下「監査委員」という)を選出する。この場合において、第七十四条第八項第三号中「区域内」とあるのは、「区域(道の方面公安委員会に係る請求については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内)」と読み替えるものとする。(改正後⑥)

## (略)

### ④(略)

⑤ 第七十四条第五項の規定は、第一項の選挙権を有する者及びその総数の五十パーセントの数のについて、同条第六項の規定は、第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四條の二から前条までの規定は、第一項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十四條第八項第三号中「区域内」とあるのは、「区域(道の方面公安委員会に係る請求については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内)」と読み替えるものとする。(改正後⑥)

## (略)

### ③(略)

③ 監査委員は、第一項の請求に係る事項につき監査、監査の結果に関する報告を決定し、これを同項の代表者に交付し、かつ公表するとともに、これを当該普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。

## (略)

### ②(略)

② 前項の請求があつたときは、監査委員は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

## (略)

### ①(略)

① 選挙権を有する者(道の方面公安委員会については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内においては、選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の五十パーセント以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の監査委員(以下「監査委員」という)を選出する。この場合において、第七十四条第八項第三号中「区域内」とあるのは、「区域(道の方面公安委員会に係る請求については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内)」と読み替えるものとする。(改正後⑥)

## (略)

### ④(略)

⑤ 第七十四条第五項の規定は、第一項の選挙権を有する者及びその総数の五十パーセントの数のについて、同条第六項の規定は、第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四條の二から前条までの規定は、第一項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十四條第八項第三号中「区域内」とあるのは、「区域(道の方面公安委員会に係る請求については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内)」と読み替えるものとする。(改正後⑥)

## (略)

### ③(略)

## 第五〇条及び第一五一条 削除

## 第六〇条 削除







# ○公害紛争処理法

令和二年一月二日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二法四五 本則一・一六条（令和二・四・一施行））

## （時効の中断等）

**第二六条の二（前条第一項の規定により調停が打ち切られ、又は同条第二項の規定により調停打ち切られたものとみなされた場合において、当該調停の申請をした者がその旨の通知を受けた日から二十日以内に調停の目的となつた請求について第四十二条の十二第一項に規定する責任決定を申請し、又は訴えを提起したときは、時効の中断及び出訴期間の遵守に關しては、調停の申請の時に、責任決定の申請又は訴えの提起があつたものとみなす。**

## （時効の中断等）

**第四二条の二五①** 責任決定の申請は、時効の中断及び出訴期間の遵守に關しては、裁判上の請求とみなす。  
**②** 責任決定の申請が第四二条の十二第一項の規定により受理されなかつた場合において、当該責任決定の申請をした者がその旨の通知を受け自から二十日以内に申請の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断及び出訴期間の遵守に關しては、責任決定の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

# ○学校教育法

令和二年一月二日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

・学校教育法等の一部を改正する法律（令和一・五・二四法一）  
（一）本則一条（令和二・四・一施行）  
・法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・六・二六法四四 本則三条（令和二・四・一施行））

**第八八条の二（修学年限への適宜）** 専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じて当該職業を担うための実践的な能力を修得した者が専門職大学院等（専門職大学院又は第百八条第四項に規定する目的とする大学（第百四十四条第五項及び第六項において「専門職短期大学」という。）をいう。以下この条及び第百九条第三項において同じ。）に入学する場合において、当該実践的な能力の修得により当該専門職大学院等の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した実践的な能力の水準その他の事項を勘案して、専門職大学院等が定める期間を修業年限に通算することができ、ただし、その期間は、当該専門職大学院等の修業年限の二分の一を超えない範囲内で文部科学大臣の定める期間を超えてはならない。

## 第一〇二条（入学資格）①（略）

**②** 前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、第十三条の大学に文部科学大臣が定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、当該大学院に入学させることができる。

## 第一〇九条（自己点検・評価、認証評価）①

大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。  
**②** ③（略）  
**④** 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）に従つて行うものとする。  
**⑤** ⑦（改正により追加）

### ○民法施行法

### ○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

### ○不動産登記法

### ○動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

令和二年一月一日以降有効な旧規定

令和二年一月一日以降有効な旧規定

令和二年一月一日以降有効な旧規定

令和二年一月一日以降有効な旧規定

令和二年一月一日以降有効な旧規定

令和二年一月一日以降有効な旧規定

**改正法令**  
民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一九・六・二法四五）本則一条（令和一・四・一施行）

**改正法令**  
民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一九・六・二法四五）本則四九条（令和一・四・一施行）

**改正法令**  
民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一九・六・二法四五）本則四三條（令和一・四・一施行）  
民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成三〇・七・三法七二）附則二六条（令和一・四・一施行）  
情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・五・三法一六）附則五九条（令和一・二・二九まで）に施行

**改正法令**  
民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一九・六・二法四五）本則二九条（令和一・四・一施行）

**第四条【確定日付の効力】** 証書に確定日付アルニ非サレハ第三者ニ対シ其作成ノ日ニ付キ完全ナル証拠力ヲ有セス

**第八四條①【利息】**  
**（贖業及び利権相反取引の制限）**  
② 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八八条の規定は、前項の承認を受けた同項第一号の取引については、適用しない。

**第三条**（住居等）  
第一八八条（略）  
新九〇条（改正より追加）  
九一（略）改正後の上  
第八一条の二（改正より追加）

**（債権の譲渡の對抗要件の特例等）**  
第四〇条の二が債権（指名債権）であつて金銭の支払を目的とするものに限る。以下同じ。）を譲渡した場において、当該債権の譲渡につき債権譲渡登記ファイルに譲渡の登記がされたときは、当該債権の債務者以外の第三者については、民法第四百六十七条の規定による確定日付のある証書による通知があつたものとみなす。この場合においては、当該登記の日付をもつて確定日付とする。

**第一六五條** 設立者（第百五十二條第二項の場合にあつては、その相続人）は、一般財団法人の成立後は、錯誤を理由として財産の抛出の無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として財産の抛出の取消しをすることができない。

**第九六條** 買戻しの特約の登記事項は、第五十九條各号に掲げるもののほか、買主が支払つた金及び契約の費用並びに買戻しの期間の定めがあるときはその定めとする。

③ 前項の場合においては、民法第四百六十八條第二項の規定は、前項に規定する通知がされたときに限り適用する。この場合においては、当該債権の債務者は、同項に規定する通知を受取つるまでに譲渡人に対して生じた事由を譲受人に対抗することができる。

**（買戻しの特約の登記事項）**  
第九六條 買戻しの特約の登記事項は、第五十九條各号に掲げるもののほか、買主が支払つた金及び契約の費用並びに買戻しの期間の定めがあるときはその定めとする。

**（買戻しの特約の登記事項）**  
第九六條 買戻しの特約の登記事項は、第五十九條各号に掲げるもののほか、買主が支払つた金及び契約の費用並びに買戻しの期間の定めがあるときはその定めとする。

④ 前三項の規定は、当該債権の譲渡に係る第十條第一項第号に掲げる事由に基づいてされた債権譲渡登記の抹消登記について準用する。この場合において、前項の「譲渡人」とあるのは、「譲受人」と、「譲受人」とあるのは、「譲渡人」と読み替へるものとする。

**第一五四條** この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続等（行政手続等）における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第二條第十号に規定する手続等をいう。については、同法第三條から第六條までの規定は、適用しない。

**（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外）**  
第一五四條 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続等（行政手続等）における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第二條第十号に規定する手続等をいう。については、同法第三條から第六條までの規定は、適用しない。

**（債権質への準用）**  
第四條① 第四條及び第八條の規定並びに第五條、第六條及び第九條から前条までの規定中債権の譲渡に係る部分は、法人が債権を目的として債権を設定した場合において、当該債権の設定につき債権譲渡登記ファイルに記録された質権の設定の登記（以下「質権設定登記」という。）について準用する。（略）

**（債権質への準用）**  
第四條① 第四條及び第八條の規定並びに第五條、第六條及び第九條から前条までの規定中債権の譲渡に係る部分は、法人が債権を目的として債権を設定した場合において、当該債権の設定につき債権譲渡登記ファイルに記録された質権の設定の登記（以下「質権設定登記」という。）について準用する。（略）

**（債権質への準用）**  
第四條① 第四條及び第八條の規定並びに第五條、第六條及び第九條から前条までの規定中債権の譲渡に係る部分は、法人が債権を目的として債権を設定した場合において、当該債権の設定につき債権譲渡登記ファイルに記録された質権の設定の登記（以下「質権設定登記」という。）について準用する。（略）

**（債権質への準用）**  
第四條① 第四條及び第八條の規定並びに第五條、第六條及び第九條から前条までの規定中債権の譲渡に係る部分は、法人が債権を目的として債権を設定した場合において、当該債権の設定につき債権譲渡登記ファイルに記録された質権の設定の登記（以下「質権設定登記」という。）について準用する。（略）



有効な改正前規定（電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律 割賦販売法 特定商取引に関する法律）

### ○電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一九・六・二法四五 本則二九八条（令和二・四・一施行））

#### 題名

電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律

#### （趣旨）

第一条 この法律は、消費者が行う電子消費者契約の要素に特定の錯誤があった場合及び隔地間の契約において電子承諾通知を発する場合に関し民法（明治二十九年法律第八十九号）の特例を定めるものとする。

#### （定義）

第二条（一）③ 略

④ この法律において、電子承諾通知とは、契約の申込みに対する承諾の通知であつて、電磁的方法のうち契約の申込みに対する承諾をしようとする者が使用する電子計算機等（電子計算機、ファクシミリ装置、テレックス又は電話機をいう。以下同じ。）と当該契約の申込みをした者が使用する電子計算機等とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法により行つたものをいう。改正により削られた。

#### （電子消費者契約に関する民法の特例）

第三条 民法第九十五条ただし書の規定は、消費者が行う電子消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示について、その電子消費者契約の要素に錯誤があつた場合であつて、当該錯誤が次のいずれかに該当するときは、適用しない。ただし、当該電子消費者契約の相手方である事業者（その委託を受けた者を含む。以下同じ。）が、当該申込み又はその承諾の意思表示に際して、電磁的方法によりその映像を介し、その消費者の申込み若しくはその承諾の意思表示の有無について確認を求めた措置を講じた場合又はその消費者から当該事業者に対して当該措置を講ずる必要がない旨の意思の表明があつた場合は、この限りでない。

一・二（略）

（電子承諾通知に関する民法の特例）  
第四条 民法第五百二十六条第一項及び第五百二十七条の規定は、隔地者間の契約において電子承諾通知を発する場合については、適用しない。改正により削られた。

### ○割賦販売法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一九・六・二法四五 本則二八六条（令和二・四・一施行））

#### （個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消）

第三十五条の二の三（一）④（略）

⑤ 第五項の規定による個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しは、これをもつて善意の第三者に對抗することができない。

⑥（略）

### ○特定商取引に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

・特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成二八・六・三法〇） 本則二四・四一（施行）  
・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一九・六・二法四五 本則九四条（令和二・四・一施行））

#### （訪問販売における契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消）

第九条の三①（略）

② 前項の規定による訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しは、これをもつて善意の第三者に對抗することができない。

③（略）

④（略）

⑤（改正により追加）

#### （通信販売における契約の解除等）

第五条の三① 通信販売をする場合の商品又は特定権利の販売条件について広告をした販売業者が当該商品若しくは当該特定権利の売買契約の申込みを受けた場合におけるその申込みをした者又は売買契約を締結した場合におけるその購入者（次項において単に「購入者」という。）は、その売買契約に係る商品の引渡し又は特定権利の移転を受けた日から起算して八日を経過するまでの間は、その売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。ただし、当該販売業者が申込みの撤回等についての特約を当該広告に表示していた場合（当該売買契約が電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律（平成十三年法律第九十五号）第一条第一項に規定する電子消費者契約に該当する場合その他主務省令で定める場合）については、当該広告に表示し、かつ、広告に表示する方法以外の方法であつて主務省令で定める方法により表示していた場合には、この限りでない。

②（略）

#### （電話勧誘販売における契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消）

第四条の三①（略）

② 第九条の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定によつて電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しについて準用する。

〔連鎖販売契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消〕  
 第四〇条の三(略)  
 ② 第九条の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定による連鎖販売契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しについて準用する。

(特定継続的役務提供等契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)  
 第四九条の二(略)

② 第九条の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定による特定継続的役務提供等契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しについて準用する。

③ (略)

(業務提携誘引販売契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)  
 第五八条の二(略)

② 第九条の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定による業務提携誘引販売契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しについて準用する。

### ○住宅の品質確保の促進等に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二九・六・二法四五) 本則三四条(令和二・四・一施行)

#### 第七章 瑕疵担保責任の特例

##### 第九〇条(住宅の新築工事の請負人の瑕疵担保責任の特例)

第九〇条(住宅の新築工事の請負人の瑕疵担保責任の特例)  
 第九〇条(住宅の新築工事の建設工場の請負人(以下「住宅新築請負契約」という。)においては、請負人は、注文に引き渡した時から十年間、住宅のうち構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分として政令で定めるもの(次条において「住宅の構造耐力上主要な部分等」という。)の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。次条において同じ)について、民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百二十四条第一項及び第二項前段に規定する担保の責任を負う。

② (略)  
 ③ 第一項の場合における民法第六百三十八条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「住宅の品質確保の促進等に関する法律第九十四条第一項」とする。

##### 第九五条(新築住宅の売主の瑕疵担保責任の特例)

第九五条(新築住宅の売主の瑕疵担保責任の特例)  
 第九五条(新築住宅の売主の瑕疵担保責任の特例)においては、売主は、買主に引き渡した時(当該新築住宅が住宅新築請負契約に基づき請負人から当該売主に引き渡されたものである場合にあつては、その引渡しの時)から十年間、住宅の構造耐力上主要な部分等の隠れた瑕疵について、民法第五百七十条において準用する同法第五百六十六条第一項並びに同法第六百三十四条第一項及び第二項前段に規定する担保の責任を負う。この場合において、同条第一項及び第二項前段中「注文者」とあるのは「買主」と同条第一項中「請負人」とあるのは「売主」とする。

③ 第一項の場合における民法第五百六十六条第三項の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは、「住宅の品質確保の促進等に関する法律第九十五条第一項」と「又は」とあるのは、「瑕疵修補又は」とする。

##### 瑕疵担保責任の期間の伸長等の特例

第九七条 住宅新築請負契約又は新築住宅の売買契約においては、請負人が第九十四条第一項に規定する瑕疵その他の住宅の瑕疵について同項に規定する担保の責任を負うべき期間は、売主が第九十五条第一項に規定する瑕疵その他の住宅の隠れた瑕疵について同項に規定する担保の責任を負うべき期間は、注文者又は買主に引き渡した時から二十年以内とする。とすべき。

### ○借地借家法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二九・六・二法四五) 本則二五条(令和二・四・一施行)

##### 借地権の對抗力等

第一〇条(二)(略)

③ 民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百六十六条第一項及び第三項の規定は、前二項の規定により第三者に対抗することができない借地権の目的である土地が売買の目的物である場合に準用する。(改正により附られた)  
 ④ 民法第五百二十三条の規定は、前項の場合に準用する。(改正により附られた)

##### 建物賃貸借の期間

第九一条(略)

② 民法第六百四条の規定は、建物の賃貸借については、適用しない。

##### 建物賃貸借の對抗力等

第三一条(略)改正後の本条

② 民法第五百六十六条第一項及び第三項の規定は、前項の規定により効力を有する賃貸借の目的である建物が売買の目的物である場合に準用する。(改正により附られた)  
 ③ 民法第五百二十三条の規定は、前項の場合に準用する。(改正により附られた)

有効な改正前規定（信託法）

○信託法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令 一覧

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二）**法四五** 本則五二条（令和二・四・一）施行

（許す債権の取消し等）

第一案① 委託者がその債権者を害することを知って信託した場合に、受託者が債権者を害すべき事実を知っていたか否かにかかわらず、債権者は、受託者を被告として、民法（明治二十九年法律第八十号 第四百一十四条第一項の規定による取消しを裁判所に請求する）ことができる。ただし、受益者が現に存する場において、その受益者の全部又は一部が、受益者としての指定（信託行為の定めにより又は第八十九条第一項に規定する受益者指定等の行い）により、受益者又は変更後の受益者として指定されることをいう。以下同じ。を受けたことを知った時は、受益権を譲り受けた時において債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。

② 前項の規定による請求を認ずる判決が確定した場合において、信託財産責任を負担債務に係る債権を有する債権者（委託者を害すべき事実を知らなかったときは、委託者は、当該債権を有する債権者に対し、当該信託財産責任を負担債務について弁済の責任を負う。ただし、同項の規定による取消しにより受託者から委託者に移転する財産の価額を限度とする）。

③ 委託者がその債権者を害することを知って信託した場合において、受託者が受託者から信託財産に属する財産の給付を受けたときは、債権者は、受託者を被告として、民法第四百一十四条第一項の規定による取消しを裁判所に請求することができる。ただし、当該受益者が、受益者としての指定を受けたことを知った時又は受益権を譲り受けた時において債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。

④ 受益者の指定又は受益権の譲渡に当たっては、第一項本文、第四項本文又は第五項前段の規定を不当に免れる目的で、債権者を害すべき事実を知らない者（以下この項において「善意者」という）を無償（無償と同等し）して指定し、又は善意者に対し無償で受益権を譲り渡しはならない。

製造物責任法（）

（許す債権の否認等）

第二案① 破産者が委託者としてした信託における破産法（平成十六年法律第七十五号 第六百六十一条の規定の適用については、同項号中、これによつて利益を受けた者）とあるのは、これによつて利益を受けた受益者の全部又は一部とする。

② 再生債務者が委託者としてした信託における民事再生法（平成十一年法律第百二十五号 第二百二十七条第一項の規定の適用については、同項号中、これによつて利益を受けた者）とあるのは、これによつて利益を受けた受益者の全部又は一部とする。

③ 信託財産に属する財産に対する強制執行等の制限等

第三案① 略

② 第三案第一号に掲げる方法によつて信託された場合において、委託者がその債権者を害することを知って当該信託をしたときは、前項の規定にかかわらず、信託財産責任を負担債務に係る債権を有する債権者（ほか、当該委託者（委託者であるものに限る）に対する債権で信託前に生じたものを有する者は、信託財産に属する財産に対し、強制執行、仮処分、仮処分若しくは担保権の実行若しくは競売又は国税滞納処分をすることができ。ただし、受益者が現に存する場合において、その受益者の全部又は一部が、受益者としての指定を受けたことを知った時又は受益権を譲り受けた時において債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない）。

③ 第一案第一項及び第八項の規定は、前項の規定の適用について準用する。

④ ⑥ 略

（損失てん補責任等に係る債権の期間の制限）

第四三案① 略

② 第四十一条の規定による責任に係る債権は、十年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

③ ④ 略

（受託者の信託報酬）

第五四三案① ③ 略

④ 第四十八条第四項及び第五項、第四十九条（第六項及び第七項を除く。）、第五十一条並びに第五十二条並びに民法第六百四十八条第二項及び第三項の規定は、受託者の信託報酬について準用する。

（受益権の譲渡性）

第九三案① 略

② 前項の規定は、信託行為に別段の定めがあるときは、適用しない。ただし、その定めは、善意の第三者に対抗することができない。

（受益権の買入れ）

第九六条① 略

② 前項の規定は、信託行為に別段の定めがあるときは、適用しない。ただし、その定めは、善意の第三者に対抗することができない。

○製造物責任法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令 一覧

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二）**法四五** 本則六六条（令和二・四・一）施行

期間の制限

第五案① 第三条に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から三年間行わないときは、時効によつて消滅する。その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から十年を経過したときも、同様とする。

② 前項後段の期間は、身体に害した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間を経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じた時から起算する。

# ○自動車損害賠償保障法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二九・六・二法四五) 本則三三・三三三(令和二・四・一施行)

## (時効)

第九案 第十六条第一項及び第十七条第一項の規定による請求権は、二年を経過したときは、時効により消滅する。

# ○戸籍法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

・情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の改正に関する法律(令和二・五・三法二六) 附則五(令和二・二・二九まで)に施行  
・戸籍法の一部を改正する法律(令和二・五・三法一七) 本則(令和二・五・三三)までに施行

第四案「職権による戸籍の訂正」① 戸籍の記載が法律上許されないものであること又はその記載に錯誤若しくは遺漏があることを発見した場合には、市町村長は、遅滞なく届出人又は届出事件の本人にその旨を通知しなければならない。但し、その錯誤又は遺漏が市町村長の過誤によるものであるときは、この限りでない。

- ② 前項の通知をすることができないとき、又は通知しても戸籍訂正の申請をする者がいないときは、市町村長は、管轄法務局又は地方法務局の長の許可を得て、戸籍の訂正をすることができ、前項ただし書の場合も、同様である。
- 新③ (改正により追加)
- ④ 略、改正後の④

## 第四案「届出の催告」①②(略)

新④ (改正により追加)  
第十四条第一項の規定は、前二項の催告をすることができない場合及び催告をしても届出をしない場合に、同条第三項の規定は、裁判所その他の官庁、検察官又は職員がその職務上届出を怠った者があることを知つた場合においてこれを催告する(改正後の④)

## 第八七条「届出義務者」①(略)

② 死亡の届出は、同居の親族以外の親族、後見人、保佐人、補助人及び任意後見人も、これを行うことができる。

## 第二三〇条「電子情報処理組織による届出等の特例等」①

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)以下この条において「情報通信技術利用法」という。第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする届出及び同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする申請の申請地については、第四章及び第五章の規定にかかわらず、法務省令

で定めるところによる。

- ② 第四十七条の規定は、情報通信技術利用法第三条第三項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してし届出及び申請について準用する。
- ③ 第四十本又は民法第七百四十一条若しくは第八百一条の規定による届出及び第四十一条の規定による証書の原本の提出については、情報通信技術利用法第三条の規定は、適用しない。改正により削られた
- ④ 戸籍及び除かれた戸籍については、情報通信技術利用法第六条の規定は、適用しない。(改正により削られた)

# ○児童福祉法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

・民法の一部を改正する法律(令和一・六・二四法三四) 本則三条(令和二・六・一三)までに施行  
・児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和一・六・二六法四六) 本則一条(令和二・四・一施行)

② 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に關し、その児童の福祉のため必要な措置を採ることができ、

- ③ 略
- ④ 略
- 第三二条の六(二)・第三三条の六(三) (改正により追加)
- 第二四条の〇(「養育母親等の欠格事由」①) 往書略
- 三 児童虐待の防止等に関する法律第一一条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に關し著しく不適当な行為をした者
- ② 略

## 第四七条「施設の長の親権代行」①②(略)

③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等親権を行者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に關し、その児童等の福祉のため必要な措置を採ることができ、

## ④(略)

有効な改正前規定（児童虐待の防止等に関する法律 後見登記等に関する法律）

○児童虐待の防止等に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和一・六・二六第四〇本則三条（令和一・四・施行））

○及び地方公共団体の責務等

第四条（国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を担い、児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第二項及び次条第三項において同じ。）並びに児童虐待を行つた保護者に対する親子の再統合の促進（へ）配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び適切な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮をした良好な指導及び支援を行うため、関係者相互間その他関係機関及び民間団体の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のための必要な体制の整備に努めなければならない。

②（略）

③（略）

④（略）

⑤（略）

⑥（略）

⑦（略）

⑧（略）

⑨（略）

⑩（略）

⑪（略）

⑫（略）

⑬（略）

⑭（略）

⑮（略）

⑯（略）

⑰（略）

⑱（略）

⑲（略）

⑳（略）

㉑（略）

㉒（略）

⑤ 児童相談所は、第二項の規定による後見を受けた保護者が当該報告に従わず、その監護する児童に対し親権を行使することと著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第三十三条の七の規定による請求を行うものとする。（改正後の⑥）

⑦（改正により追加）

（施設入所等の措置の解除等）

第二二条（都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第二十七条第一項第一号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者等について同号の指導を行うこととされた児童福祉法同等の意見を聴くとともに、当該児童の保護者に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対し再び児童虐待が行われ、これを予防するために採られた措置について見込まれる効果その他厚生労働省令で定める事項を勘案しなければならぬ。）

②（略）

③（略）

④（略）

⑤（略）

⑥（略）

⑦（略）

⑧（略）

⑨（略）

⑩（略）

⑪（略）

⑫（略）

⑬（略）

⑭（略）

⑮（略）

⑯（略）

⑰（略）

⑱（略）

⑲（略）

⑳（略）

㉑（略）

㉒（略）

㉓（略）

㉔（略）

㉕（略）

㉖（略）

までの規による措置を同法第二十七条第一号から第三号まで及び第二項の規定による措置と、同法第三十三条第八項から第十一項までの規定による一時保護を同法第四項、第十二項の規定による一時保護とみなし、第十条第四項、第十二条から第十二条の三まで、第十二条第二項から第四項まで、第十三条の二、第十三条の四及び第十三条の五の規定を適用する。（略）

一四（略）

○後見登記等に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・五・三二法一六 附則五六条（令和二・二・二九までに施行））

（手数料）

第一条（略）

②前項の手続料の納付は、収入印紙をもつてしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三十三条第一項の規定により申請に規定する電子情報処理組織を使用して前項各号の嘱託、申請又は請求をするときは、法務省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

（親権の行使に関する配慮等）

第四条（児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。）

②（略）

③（略）

④（略）

⑤（略）

⑥（略）

⑦（略）

⑧（略）

⑨（略）

⑩（略）

⑪（略）

⑫（略）

⑬（略）

⑭（略）

⑮（略）

⑯（略）

⑰（略）

⑱（略）

⑲（略）

⑳（略）

㉑（略）

㉒（略）

（証長者等の特例）

第六条（児童福祉法第三十一条第四項に規定する証長者以下この条において「証長者」という。）証長者の親権を行う者未成年後見人その他の者、証長者を現に監護する者（以下この項において「証長者の監護者」という。）及び証長者の監護者その他の監護する証長者について行う次に掲げる行為（以下この項において「証長者虐待」という。）については、証長者を児童と、証長者の監護者を保護者と、証長者虐待を児童虐待と、同法第三十一条第一項から第四項までの規定による措置を同法第二十七条第一項から第三号まで又は第二項の規定による措置とみなし、第一条第一項から第三項まで及び第五項、第十二条の四並びに第十三条第一項の規定を適用する。（一四（略））

② 証長者又は児童福祉法第三十三条第十項に規定する保護証長者（以下この項において「証長者等」という。）証長者等の親権を行う者 未成年後見人その他の者、証長者等を現に監護する者（以下この項において「証長者等の監護者」という。）及び証長者等の監護者がその監護する証長者等について行う次に掲げる行為（以下この項において「証長者等虐待」という。）については、証長者等を児童と、証長者等の監護者を保護者と、証長者等虐待を児童虐待と、同法第三十一条第二項から第四項

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

四する法律（平成二九・六・二四法四五）本則三条（令和二・一・一施行）

第八條（一） 譲渡人が譲受人に承継されたい債務の債権者（以下この条において「債権者」という。）を害することを

② 譲渡人が前項の規定により前項の債務を履行する責任を負う場合には、当該責任は、譲渡人が残存債権者を害することを

③ 譲渡人が前項の規定により前項の債務を履行する責任を負う場合には、当該責任は、譲渡人が残存債権者を害することを

④ 譲渡人が前項の規定により前項の債務を履行する責任を負う場合には、当該責任は、譲渡人が残存債権者を害することを

⑤ 譲渡人が前項の規定により前項の債務を履行する責任を負う場合には、当該責任は、譲渡人が残存債権者を害することを

⑥ 譲渡人が前項の規定により前項の債務を履行する責任を負う場合には、当該責任は、譲渡人が残存債権者を害することを

⑦ 譲渡人が前項の規定により前項の債務を履行する責任を負う場合には、当該責任は、譲渡人が残存債権者を害することを

（債務の履行の場所）

第五一六条（一）（略）改正後の本条

② 指図債権ない場合においては、その住所においてしななければならない。（改正により削られた）

指図債権等の証券の提示と履行遅滞

第五一七条 指図債権又は無記名債権の債務者は、その債務の履行について期限の定めがあるときであつても、その期限が到来した後に所持人がその証券を提示してその履行の請求をした時から遅滞の責任を負う。

（無証券喪失の場合の権利行使法）

第五一八条 金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする有価証券の所持人がその有価証券を喪失した場合において、非訟事件手続法（平成二十二年法律第十一号）第一百四十四条に規定する公示催告の申立てをしたときは、その債務者に、その債務の目的物を供託せよ。又は相当の担保を供してその有価証券の題旨に従い履行をさせることができる。

（有価証券の譲渡方法及び善意取得）

第五一九条（一） 金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする有価証券の譲渡については、当該有価証券の性質に応じ、手形法（昭和七年法律第二十号）第十三条第三項及び第十四条第一項又は小切手法（昭和八年法律第五十七号）第五条第二項及び第十九条の規定を準用する。

② 金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする有価証券の取得については、小切手法第二十一条の規定を準用する。

（取引時間）

第五二〇条 法令又は慣習により商人の取引時間の定めがあるときは、その取引時間内に限り、債務の履行をし、又はその履行の請求をすることができる。

（商事消滅時効）

第五二一条 商行為によつて生じた債権は、この法律に別段の定めがある場合を除き、五年間行使しないときは時効によつて消滅する。ただし、他の法令に五年間より短い時効期間の定めがあるときは、その定めるところによる。

第五二二条 商行為によつて生じた債権は、この法律に別段の定めがある場合を除き、五年間行使しないときは時効によつて消滅する。ただし、他の法令に五年間より短い時効期間の定めがあるときは、その定めるところによる。

（買主による目的物の検査及び通知）

第五二六条（一）（略）

解除又は代金減額若しくは損害賠償の請求をすることができない。売買の目的物に直ちに発見することのできない瑕疵がある場合において、買主が六箇月以内にその瑕疵を発見したときも、同様とする。

③ 前項の規定は、売主がその瑕疵又は数量の不足につき悪意であつた場合には、適用しない。

（運送貨）

第五七三条（略）

② 運送品が不可抗力によつて滅失し、又は損傷したときは、運送人は、その運送貨を請求することができない。この場合において、運送人が既にその運送貨を受け取つていたときは、これを返還しなければならない。（改正により削られた）

③ 運送品がその性質若しくは瑕疵又は荷送人の過失によつて滅失し、又は損傷したときは、運送人は、運送貨の全額を請求することができる。（改正後の②）

○会社法

令和一年一月一日以降有効な旧規定

改正法令

- ① 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一九六・二・法四五） 本則四六条（令和一二・四一・施行）
- ② 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成二〇・一二・一四・法九五） 附則七〇条（令和一二・一・三）までには施行
- ③ 民事執行法及び国家職女子の奪取の民事手続の側面に關する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（令和一二・一・一七）法（附則）九条（令和一二・一・一六）までには施行

〔許事業譲渡に係る譲受会社に対する債務の履行の請求〕  
 第三条の二（一）譲受会社が譲受会社に承継せられた債務の権利を以下二つの条において「残存債権者」とするものとすることを、譲受会社は譲渡した場合には、残存債権者として、その譲受会社に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。ただし、その譲受会社が事業の譲渡の効力が生じた時において残存債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。

- ① 譲受会社が前項の規定により同項の債務を履行する責任を負う場合は、当該責任は、譲受会社が残存債権者を害するものを知つてその業を譲渡したときを知つた時から、その期間を過ぎし時に消滅する。事業の譲渡の効力が生じた日から二十年を経過したときも、同様とする。
- ② 譲受会社が前項の規定により同項の債務を履行する責任を負う場合は、当該責任は、譲受会社が残存債権者を害するものを知つてその業を譲渡したときを知つた時から、その期間を過ぎし時に消滅する。事業の譲渡の効力が生じた日から二十年を経過したときも、同様とする。
- ③ 前項の規定により同項の債務を履行する責任を負う場合は、当該責任は、譲受会社が残存債権者を害するものを知つてその業を譲渡したときを知つた時から、その期間を過ぎし時に消滅する。事業の譲渡の効力が生じた日から二十年を経過したときも、同様とする。

（引受けの無効又は取消しの制限）

- ① 民法（明治十九年法律第八十九号）第九十条ただし書及び第九十四条第一項の規定は、設立時発行株式の引受けに係る意思表示については、適用しない。
- ② 発起人は、株式会社の成立後は、錯誤理由として設立時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫理由として設立時発行株式の引受けの取消しをすることができない。

（設立手續等の特則）

- ① 民法第九十三条ただし書及び第九十四条第一項の規定は、設立時募集株式の引受けの申込み及び前並び第六十条の契約に係る意思表示については、適用しない。
- ② 設立時募集株式の引受け人は、株式会社の成立後又は創立総会

若しくは種類創立総会においてその議決権を行使した後は、錯誤を理由として設立時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として設立時発行株式の引受けの取消しをすることができない。

株式の価格の決定等

- ① 第七九条（一）（略）
- ② 第七九条（二）（略）
- ③ 第七九条（三）（略）
- ④ 第七九条（四）（略）
- ⑤ 第七九条（五）（略）
- ⑥ 第七九条（六）（略）
- ⑦ 第七九条（七）（略）

（新株予約権の価格の決定等）

- ① 第九九条（一）（略）
- ② 第九九条（二）（略）
- ③ 第九九条（三）（略）
- ④ 第九九条（四）（略）
- ⑤ 第九九条（五）（略）
- ⑥ 第九九条（六）（略）
- ⑦ 第九九条（七）（略）

（裁判所に対する価格の決定の申立て）

- ① 第七一〇条（一）（略）
- ② 第七一〇条（二）（略）
- ③ 第七一〇条（三）（略）
- ④ 第七一〇条（四）（略）
- ⑤ 第七一〇条（五）（略）
- ⑥ 第七一〇条（六）（略）
- ⑦ 第七一〇条（七）（略）

（売買価格の決定の申立て）

- ① 第七九条の八（一）（略）
- ② 第七九条の八（二）（略）
- ③ 第七九条の八（三）（略）
- ④ 第七九条の八（四）（略）
- ⑤ 第七九条の八（五）（略）
- ⑥ 第七九条の八（六）（略）
- ⑦ 第七九条の八（七）（略）

株式の価格の決定等

- ① 第八二条（一）（略）
- ② 第八二条（二）（略）
- ③ 第八二条（三）（略）
- ④ 第八二条（四）（略）
- ⑤ 第八二条（五）（略）
- ⑥ 第八二条（六）（略）
- ⑦ 第八二条（七）（略）

（引受けの無効又は取消しの制限）

- ① 民法第九十三条ただし書及び第九十四条第一項の規定は、募集株式の引受けの申込み及び前並び第二二条第一項の契約に係る意思表示については、適用しない。
- ② 募集株式の引受け人は、第二二条第一項の規定により株主となつた日から一年を経過した後は、その株主として権利を行使した後は、錯誤を理由として募集株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として募集株式の引受けの取消しをすることができない。

（競業及び利益相反取引の制限）

- ① 第五六条（一）（略）
- ② 第五六条（二）（略）
- ③ 第五六条（三）（略）
- ④ 第五六条（四）（略）
- ⑤ 第五六条（五）（略）
- ⑥ 第五六条（六）（略）
- ⑦ 第五六条（七）（略）

（株式の価格の決定等）

- ① 第七九条（一）（略）
- ② 第七九条（二）（略）
- ③ 第七九条（三）（略）
- ④ 第七九条（四）（略）
- ⑤ 第七九条（五）（略）
- ⑥ 第七九条（六）（略）
- ⑦ 第七九条（七）（略）

（他の手續の中止等）

- ① 第五二条（一）（略）
- ② 第五二条（二）（略）
- ③ 第五二条（三）（略）
- ④ 第五二条（四）（略）
- ⑤ 第五二条（五）（略）
- ⑥ 第五二条（六）（略）
- ⑦ 第五二条（七）（略）

（役員等兼任査定決定）

- ① 第五四条（一）（略）
- ② 第五四条（二）（略）
- ③ 第五四条（三）（略）
- ④ 第五四条（四）（略）
- ⑤ 第五四条（五）（略）
- ⑥ 第五四条（六）（略）
- ⑦ 第五四条（七）（略）

（社員）の抗弁

- ① 第五八条（一）（略）
- ② 第五八条（二）（略）
- ③ 第五八条（三）（略）
- ④ 第五八条（四）（略）
- ⑤ 第五八条（五）（略）
- ⑥ 第五八条（六）（略）
- ⑦ 第五八条（七）（略）

（業務を執行する社員と持分会社の関係）

- ① 第五九条（一）（略）
- ② 第五九条（二）（略）
- ③ 第五九条（三）（略）
- ④ 第五九条（四）（略）
- ⑤ 第五九条（五）（略）
- ⑥ 第五九条（六）（略）
- ⑦ 第五九条（七）（略）

利益相反取引の制限  
 第五五条（一）（略）  
 第五五条（二）（略）  
 第五五条（三）（略）  
 第五五条（四）（略）  
 第五五条（五）（略）  
 第五五条（六）（略）  
 第五五条（七）（略）  
 第五五条（八）（略）  
 第五五条（九）（略）  
 第五五条（十）（略）  
 第五五条（十一）（略）  
 第五五条（十二）（略）  
 第五五条（十三）（略）  
 第五五条（十四）（略）  
 第五五条（十五）（略）  
 第五五条（十六）（略）  
 第五五条（十七）（略）  
 第五五条（十八）（略）  
 第五五条（十九）（略）  
 第五五条（二十）（略）  
 第五五条（二十一）（略）  
 第五五条（二十二）（略）  
 第五五条（二十三）（略）  
 第五五条（二十四）（略）  
 第五五条（二十五）（略）  
 第五五条（二十六）（略）  
 第五五条（二十七）（略）  
 第五五条（二十八）（略）  
 第五五条（二十九）（略）  
 第五五条（三十）（略）  
 第五五条（三十一）（略）  
 第五五条（三十二）（略）  
 第五五条（三十三）（略）  
 第五五条（三十四）（略）  
 第五五条（三十五）（略）  
 第五五条（三十六）（略）  
 第五五条（三十七）（略）  
 第五五条（三十八）（略）  
 第五五条（三十九）（略）  
 第五五条（四十）（略）  
 第五五条（四十一）（略）  
 第五五条（四十二）（略）  
 第五五条（四十三）（略）  
 第五五条（四十四）（略）  
 第五五条（四十五）（略）  
 第五五条（四十六）（略）  
 第五五条（四十七）（略）  
 第五五条（四十八）（略）  
 第五五条（四十九）（略）  
 第五五条（五十）（略）  
 第五五条（五十一）（略）  
 第五五条（五十二）（略）  
 第五五条（五十三）（略）  
 第五五条（五十四）（略）  
 第五五条（五十五）（略）  
 第五五条（五十六）（略）  
 第五五条（五十七）（略）  
 第五五条（五十八）（略）  
 第五五条（五十九）（略）  
 第五五条（六十）（略）  
 第五五条（六十一）（略）  
 第五五条（六十二）（略）  
 第五五条（六十三）（略）  
 第五五条（六十四）（略）  
 第五五条（六十五）（略）  
 第五五条（六十六）（略）  
 第五五条（六十七）（略）  
 第五五条（六十八）（略）  
 第五五条（六十九）（略）  
 第五五条（七十）（略）  
 第五五条（七十一）（略）  
 第五五条（七十二）（略）  
 第五五条（七十三）（略）  
 第五五条（七十四）（略）  
 第五五条（七十五）（略）  
 第五五条（七十六）（略）  
 第五五条（七十七）（略）  
 第五五条（七十八）（略）  
 第五五条（七十九）（略）  
 第五五条（八十）（略）  
 第五五条（八十一）（略）  
 第五五条（八十二）（略）  
 第五五条（八十三）（略）  
 第五五条（八十四）（略）  
 第五五条（八十五）（略）  
 第五五条（八十六）（略）  
 第五五条（八十七）（略）  
 第五五条（八十八）（略）  
 第五五条（八十九）（略）  
 第五五条（九十）（略）  
 第五五条（九十一）（略）  
 第五五条（九十二）（略）  
 第五五条（九十三）（略）  
 第五五条（九十四）（略）  
 第五五条（九十五）（略）  
 第五五条（九十六）（略）  
 第五五条（九十七）（略）  
 第五五条（九十八）（略）  
 第五五条（九十九）（略）  
 第五五条（百）（略）

（退社に伴う持分の払戻し）

- ① 第六一条（一）（略）
- ② 第六一条（二）（略）
- ③ 第六一条（三）（略）
- ④ 第六一条（四）（略）
- ⑤ 第六一条（五）（略）
- ⑥ 第六一条（六）（略）
- ⑦ 第六一条（七）（略）

（社債の償還請求権の消滅時効）

- ① 第六〇条（一）（略）
- ② 第六〇条（二）（略）
- ③ 第六〇条（三）（略）
- ④ 第六〇条（四）（略）
- ⑤ 第六〇条（五）（略）
- ⑥ 第六〇条（六）（略）
- ⑦ 第六〇条（七）（略）

（社債管理者の権限等）

- ① 第六〇条（一）（略）
- ② 第六〇条（二）（略）
- ③ 第六〇条（三）（略）
- ④ 第六〇条（四）（略）
- ⑤ 第六〇条（五）（略）
- ⑥ 第六〇条（六）（略）
- ⑦ 第六〇条（七）（略）

株式会社に権利義務を承継させる吸収分割の効力の発生等

- ① 第七九条（一）（略）
- ② 第七九条（二）（略）
- ③ 第七九条（三）（略）
- ④ 第七九条（四）（略）
- ⑤ 第七九条（五）（略）
- ⑥ 第七九条（六）（略）
- ⑦ 第七九条（七）（略）

（吸収分割）

- ① 第六〇条（一）（略）
- ② 第六〇条（二）（略）
- ③ 第六〇条（三）（略）
- ④ 第六〇条（四）（略）
- ⑤ 第六〇条（五）（略）
- ⑥ 第六〇条（六）（略）
- ⑦ 第六〇条（七）（略）

（持分会社に権利義務を承継させる吸収分割の効力の発生等）

- ① 第七一条（一）（略）
- ② 第七一条（二）（略）
- ③ 第七一条（三）（略）
- ④ 第七一条（四）（略）
- ⑤ 第七一条（五）（略）
- ⑥ 第七一条（六）（略）
- ⑦ 第七一条（七）（略）



### ○商業登記法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

・情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上及び行政運営の効率化及び繁化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の部を改正する法律（令和一・五・三）法一六 附則四二条 令和二・二一九までに施行

電磁的記録の作成等を示す措置の確認に必要な事項等の証明

#### 第二十条の①～④（略）

④ 前項に規定する証及び証明の請求については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）以下「情報通信技術利用法」という。第三条及び第四十五条の規定は、適用しない。改正により削られた

#### （手数料）

#### 第三条①（略）

② 第十条から前条までの手数料の納付は、収入印紙をもつてしなければならない。ただし、法務省令で定める方法で登記事項証明書又は印鑑の証明書の交付を請求するときは、法務省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

#### （受付）

#### 第二条①（略）

② 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する項の規定申請書への記載に関する部分は、適用しない。

### ○保険法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二）法四五 本則五五条（令和二・四・一施行）

#### （消滅時効）

第九十五条① 保険給付を請求する権利、保険料の返還を請求する権利及び第六十二条又は第九十一条に規定する保険料積立金の払戻を請求する権利は、三年間行わないときは、時効によって消滅する。権利は、一年間行わないときは、時効によって消滅する。

### ○手形法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二）法四五 本則九条（令和二・四・一施行）

#### 第一条（法律上当然の指図証券性）①（略）

② 振出人が替手形（指図禁止）ノ文字又ハ之ト同一ノ意義ヲ有スル文言ヲ記載シタルトシテハ其ノ証券ハ指名債權ノ讓渡ニ関スル方式ニ從ヒ且其ノ効力ヲ以テ之ヲ讓渡スコトヲ得

#### ③（略）

第二〇条（期限後裏書）① 満期後ノ裏書ハ満期前ノ裏書ト同一ノ効力ヲ有ス但シ支払拒絶證書作成後ノ裏書又ハ支払拒絶證書作成期間経過後ノ裏書ハ指名債權ノ讓渡ノ効力ノミヲ有ス

#### ②（略）

第四八条（請求金額）①（往書略）  
一 略  
二 年六分ノ率ニ依ル満期以後ノ利息

#### ③（略）

第四九条（再請求金額）（往書略）  
一 略  
二 前号ノ金額ニ対シ年六分ノ率ニ依リ計算シタル支払ノ日以後ノ利息

#### ③（略）

第七二条（時効の中断）時効ノ中断ハ其ノ中断ノ事由ガ生シタル者ニ対シテノミ其ノ効力ヲ生ズ  
第七三条（消滅時効の中断）① 裏書人ノ他ノ裏書人及振出ノ二対スル為替手形上及約束手形上ノ請求權ノ消滅時効ハ其ノ者ガ訴ニ受ケタル場合ニ在リテハ前者ニ対シ訴訟告知ヲ為スニ因リテ中断ス  
② 前項ノ規定ニ因リテ中断シタル時効ハ裁判ノ確定シタル時ヨリ更ニ其ノ進行ヲ始ム

### ○小切手法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二）法四五 本則二条（令和二・四・一施行）

#### 第四条（法律上当然の指図証券性）①（略）

② 記名式小切手ニシテ指図禁止ノ文字又ハ之ト同一ノ意義ヲ有スル文言ヲ記載シタルモノハ指名債權ノ讓渡ニ関スル方式ニ從ヒ且其ノ効力ヲ以テ之ヲ讓渡スコトヲ得

#### ③（略）

第四条（期限後裏書）① 拒絶證書若ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言ノ作成後ノ裏書又ハ呈示期間経過後ノ裏書ハ指名債權ノ讓渡ノ効力ノミヲ有ス

#### ②（略）

第三条（振出人の死亡又は無能）振出ノ後振出人ガ死亡シ又ハ行為能力ヲ失フモ小切手ノ効力ニ影響ヲ及ボスコトナシ

第四四条（請求金額）（往書略）  
一 略  
二 年六分ノ率ニ依ル呈示ノ日以後ノ利息

#### ③（略）

第五五条（時効の中断）時効ノ中断ハ其ノ中断ノ事由ガ生シタル者ニ対シテノミ其ノ効力ヲ生ズ  
第五六条（消滅時効の中断）① 裏書人ノ他ノ裏書人及振出ノ二対スル小切手ノ請求權ノ消滅時効ハ其ノ者ガ訴ニ受ケタル場合ニ在リテハ前者ニ対シ訴訟告知ヲ為スニ因リテ中断ス  
② 前項ノ規定ニ因リテ中断シタル時効ハ裁判ノ確定シタル時ヨリ更ニ其ノ進行ヲ始ム



有効な改正前規定（国際的な子の奪取の民事上の側面 配偶者暴力防止法 仲裁法）

### ○国際的な子の奪取の民事上の側面 に関する条約の実施に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

- ・民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（令和一・五・一七法）（本則二条（令和二・五・一六まで）に施行）

#### （間接強制の前置）

第三六条 子の返還の代替執行の申立ては、民事執行法第七十七條第一項の規定による決定が確定した日から一週間を経過した後（当該決定において定められた債務を履行すべき一定の期間の経過がこれより後である場合は、その期間を経過した後）でなければすることができない。

一―三（改正により追加）

#### 子の返還を実施させる決定

- 第三八条（略、改正後の①）
- ②（改正により追加）

#### （執行官の権限）

第一四〇条① 執行官は、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、債務者に対し説得を行うほか、債務者の住居その他債務者の占有する場所において、次に掲げる行為をすることができ、

- 一 債務者の住居その他債務者の占有する場所に立ち入り、その場所において子を検索すること、この場合において、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすること。改正により削られた。
- 二 返還実施者と子を面会させ、又は返還実施者と債務者を面会させること。改正により削られた。
- 三 債務者の住居その他債務者の占有する場所に返還実施者を立ち入らせること。改正により削られた。

② 執行官は、前項に規定する場所以外の場所においても、子の心身に及ぼす影響、当該場所及びその周囲の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、子の監護を解くために必要な行為として、債務者に対し説得を行うほか、当該場所を占有する者の同意を得て、同項各号に掲げる行為をすることができ、改正により削られた。

③ 前二項の規定による子の監護を解くために必要な行為は、子が債務者と共にいる場合に限り、することができる。改正により削られた。

④ 執行官は、第一項又は第二項の規定による子の監護を解くために必要な行為をするに際し抵抗を受けるときは、その抵抗を排除するために、威力を用い、又は警察上の援助を求めることができる。改正後の②

⑤ 改正後の③  
⑥ 執行官は、第一項又は第二項の規定による子の監護を解くために必要な行為をするに際し、返還実施者に対し、必要な指示をすることができ、改正により削られた。

#### （返還実施者の権限）

- 第一四一条①②（略）
- ③（改正により追加）

### ○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

- ・児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和一・六・一六法四六）本則四九条（令和二・四・一施行）

#### （被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

### ○仲裁法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

- ・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二法四五）本則三九条（令和二・四・一施行）

#### 仲裁手続の開始及び時効の中断

第九九条①（略）  
② 仲裁手続における請求は、時効中断の効力を生ずる。ただし、当該仲裁手続が仲裁判断によらずに終了したときは、この限りでない。



有効な改正前規定（民事執行法）

しくは一部取り消し、又は第百六十条の十において準用する第百五十二條の規定により差押し押さえてはならない金債権の部分について差押処分を命ずることができる。

（配当等のための移行等）

第六七条の二 ① 第百六十七條の十四において準用する第百五十六條第一項若しくは第二項又は第百六十七條第五項の規定により供託された場合において、債権者が二人以上である場合、供託金で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができないため配当を実施すべきときは、執行裁判所は、その所在地を管轄する地方裁判所における債権執行の手続に事件を移行させなければならない。

② 略  
③ 略  
④ 略  
⑤ 差押えに係る金銭債権について更に差押命令が発せられた場合において、当該差押命令を了して更に執行裁判所が第百六十條第六項において準用する第百五十二條の規定又は第百六十六條第一項第二号の規定により配当を実施するときは、執行裁判所は、第百五十二條の規定により配当を実施するときは、執行裁判所における債権執行の手続に事件を移行させなければならない。

⑥ 略  
⑦ 第八十四條第三項及び第四項、第八十八條、第九十一條、第九十六條及び第七号を除き、並びに第七十條第一項の規定は第三項の規定により裁判所書記官が実施する済金の交付の手続について、前条第三項の規定は第一項、第二項、第四項又は第五項の規定により決定について、同条第六項の規定は第一項、第二項、第四項又は第五項の規定による決定が効力を生じた場合について準用する。

（債権執行の規定の準用）

第六七条の四 第百四十六條から第百五十五條まで、第百五十五條から第百五十八條まで、第百六十四條第五項及び第六項並びに第百五十五條第三号及び第百四十七號を除くは、少額訴訟債権執行について準用する。この場合において、第四百四十六條、第百五十五條第三項及び第百五十六條第三項、執行裁判所とあるのは、裁判所書記官と、第百四十六條、執行中「差押命令を発する」とあるのは、差押処分を命ずると、第百四十七條第一項、第百四十八條第二項、第百五十二條及び第百五十五條第一項、第百五十八條第二項、第百五十九條及び第百六十條第一項及び第百四十八條第二項中「差押えに係る金債権」とあるのは「差押えに係る金債権」とし、第百四十九條中「差押命令が発せられた」とあるのは「差押処分がなされた」とし、第百五十四條第五項中「差押命令の取消決定」とあるのは「差押処分を取り消す旨の裁判所書記官の処分」と、第百五十五條中「差押命令を含む中（配当等）」とあるのは「弁済金の交付」と読み替へるとする。

（改正後）  
② 改正により追加

目的物を審署が占有する場子の引渡の強制執行

第七〇条の二 ① 略  
② 第百四十五條、第百四十七條、第百四十八條、第百五十五條第一項及び第二項並びに第百五十八條の規定は、前項の強制執行について準用する。

（代替執行）

第七〇条の三 ① 民法第四百四十四條第一項本文又は第二項に規定する請求の方法を強制執行は、執行裁判所が民法の規定に従い決定をする方法により行う。  
② 略  
③ 執行裁判所は、第一項の決定をする場合には、債務者を審尋しなければならない。  
④ 執行裁判所は、第一項の決定をする場合には、申立てにより、債務者に對し、その決定に掲げる行為をするために必要な費用をあらかじめ債務者に支払う旨を命ずることができる。

⑤ 略  
⑥ 第八十二條第一項の規定は、第一項の決定を執行する場合について準用する。

新第七四條 第一七六條（改正により追加）

第七四條（略、改正後の第一七七條）

第七五條から第七九條まで（削除（改正により）削られた）

第七八條及び第七九條（削除（改正により）追加）

第四章 財産開示手続

第四節 改正により追加

（管轄）

第一九六條 この章の規定による債権者の財産の開示に関する手続以下「財産開示手続」というについては、債務者の普通裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

（実施決定）

第一九七條 ① 執行裁判所は、次のいずれかに該当するときは、執行力のある債務名義の正本（債務名義が第二十二條第二号第二号の二から第四号若しくは第五号に掲げるもの又は確定判決と同一の効力を有する支持督促であるものを除く）を有する金債権の債権者申立てにより、債権者について、財産開示手続を実施する旨の決定をしなければならない。ただし、当該執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでない。

一・二（略）  
② 執行裁判所は、次のいずれかに該当するときは、債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者が申立てにより、当該債権者について、財産開示手続を実施する旨の決定をしなければならない。

③ 前二項の規定にかかわらず、債務者（債務者に法定代理人がある場合にあつては当該法定代理人、債務者が法人である場合に於てはその代表者）第二号において同じが前二項申立ての日前一年以内財産開示期日（財産を開示すべき期日をいう。以下同じ）においてその財産について陳述をしたのでないときは、財産開示手続を実施する旨の決定をすることができない。ただし、次に掲げる事由のいずれがある場合は、この限りでない。

一 一三（略）  
④ 第一項又は第二項の決定がされたときは、当該決定（第二項の決定にあつては、当該決定及び同項の文書の写し）を債務者に送達しなければならない。

⑤ 略  
⑥ 略

（財産開示事件の記録の閲覧等の制限）

第二〇一条（註書略）

一（略）  
二 債権者に対する金債権債権について執行力のある債務名義の正本（債務名義が第二十二條第二号、第三号の二から第四号まで若しくは第五号に掲げるもの又は確定判決と同一の効力を有する支持督促であるものを除く）を有する債権者

第二節（第二〇四條）第二二條（改正により追加）

第二〇四條（略、改正後の第二二條）

（陳述等拒絶の罪）

第二〇五條（註書略）

第二〇六條（註書略）

第一（改正により追加）  
二（略、改正後の四）  
三・六（改正により追加）  
② 略

（過料に処すべき場合）

第二〇六條 ① 次の各号に掲げる場合には、三十万円以下の過料に処する。  
一 開示義務者が、正当な理由なく、執行裁判所の呼出を受けた財産開示期日に出頭せず、又は当該財産開示期日において宣誓を拒んだとき。

二 財産開示期日において宣誓した開示義務者が、正当な理由なく第百九十九條第一項から第四項までの規定により陳述すべき事項について陳述をせず、又は虚偽の陳述をたとき（改正により削られた）

② 略（改正後の①）  
③ 略（改正後の第二四條）  
（管轄等）  
第二〇七條 前条に規定する過料の事件は、執行裁判所の管轄とする。改正後の第二二五條

（改正後）  
② 改正により追加







## ○刑法

有効な改正前規定（刑法）

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律

## ○少年法

有効な改正前規定（少年法）

少年法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽  
 ・民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成二〇・七・二二法七二）附則二三条（令和二・四・一施行）

（差押え等に係る自己の物に関する特例）

第二五條 第九九条第一項及び第一百十條第一項に規定する物が自己の所有に係るものであつても、差押えを受け、物権を担し、賃貸し、又は保険に付したものである場合において、これを焼損したときは、他人の物を焼損した者の例による。

（非現住建物等差押）

第二〇〇条①（一）  
 ② 浸害した物が自己の所有に係るときは、その物が差押えを受け、物権を負担し、賃貸し、又は保険に付したものである場合に限る。前項の例による。

（自己の物の損壊等）

第二六二条 自己の物であつても、差押えを受け、物権を負担し、又は賃貸したものを損壊し、又は傷害したときは、前三条の例による。

## ○犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽  
 ・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二二法四五）本則三三条（令和二・四・一施行）

（時効の中断）

第八條 損害賠償命令の申立ては、前条第一項の決定（同項第一号に該当することを理由とするものを除く）の告知を受けたときは、当該告知を受けた時から六月以内に、その申立てに係る請求について、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法（昭和二十六法律第二百一十号）若しくは家事事件手続法（平成二十三年法律第五十号）による調停の申立て、破産手続参加、更生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽  
 ・児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和一・六・二六法四六）附則九条（令和二・四・一施行）

（援助、協力）

第六條① 家庭裁判所は、調査及び観察のため、警察官、保護観察官、保護司、児童福祉司、児童福祉法第十一条の三第二項第四号に規定する児童福祉司をいう。第二十条第一項において同じ。又は児童委員に対して、必要な援助をさせることができる。

② 略

# ○労働契約法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

・働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律  
(平成二〇・七・六法七) 本則八条(令和二・四・一施行)

## 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止

第〇条 有期労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件が、期間の定めがあることにより同一の使用者と期間の定めのない労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件と相違する場合においては、当該労働条件の内容と相違は、労働者の業務内容及び当該業務に伴う責任の程度(以下この条において「職務の内容」という。)当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。(改正により削られた)

第二条 第三条 (略) 改正後の第二条 第二条

# ○労働基準法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二九・六・二法四五) 本則一六四条(令和二・四・一施行)

## 審査及び仲裁

第〇条 第一項の規定による審査又は仲裁の申立て及び第二項の規定による審査又は仲裁の開始は、時効の中断に関しては、これを裁判上の請求とみなす。

第二章 第二節 事業主の講ずべき措置

## 第一節 事業主の講ずべき措置

### 第二章 第二節 事業主の講ずべき措置

#### 第一節 事業主の講ずべき措置

##### 第一條(一) (略)

##### 第二條(一) (略)

##### 第三條(一) (略)

##### 第四條(一) (略)

##### 第五條(一) (略)

##### 第六條(一) (略)

##### 第七條(一) (略)

##### 第八條(一) (略)

##### 第九條(一) (略)

##### 第十條(一) (略)

##### 第十一條(一) (略)

##### 第十二條(一) (略)

##### 第十三條(一) (略)

# ○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二九・六・二法四五) 本則〇九条(令和二・四・一施行)

## 第一章

### 第一節 事業主の講ずべき措置

#### 第一條(一) (略)

#### 第二條(一) (略)

#### 第三條(一) (略)

#### 第四條(一) (略)

#### 第五條(一) (略)

#### 第六條(一) (略)

#### 第七條(一) (略)

#### 第八條(一) (略)

#### 第九條(一) (略)

#### 第十條(一) (略)

#### 第十一條(一) (略)

#### 第十二條(一) (略)

#### 第十三條(一) (略)

#### 第十四條(一) (略)

#### 第十五條(一) (略)

#### 第十六條(一) (略)

#### 第十七條(一) (略)

#### 第十八條(一) (略)

## 第三節 紛争の解決の援助

### 第一節 紛争の解決の援助

#### 第一條(一) (略)

#### 第二條(一) (略)

#### 第三條(一) (略)

#### 第四條(一) (略)

#### 第五條(一) (略)

#### 第六條(一) (略)

#### 第七條(一) (略)

#### 第八條(一) (略)

#### 第九條(一) (略)

#### 第十條(一) (略)

#### 第十一條(一) (略)

#### 第十二條(一) (略)

#### 第十三條(一) (略)

#### 第十四條(一) (略)

#### 第十五條(一) (略)

#### 第十六條(一) (略)

#### 第十七條(一) (略)

#### 第十八條(一) (略)

#### 第十九條(一) (略)

#### 第二十條(一) (略)

#### 第二十一條(一) (略)

#### 第二十二條(一) (略)

#### 第二十三條(一) (略)

#### 第二十四條(一) (略)

#### 第二十五條(一) (略)

#### 第二十六條(一) (略)

## 第三節 紛争の解決の援助

### 第一節 紛争の解決の援助

#### 第一條(一) (略)

#### 第二條(一) (略)

#### 第三條(一) (略)

#### 第四條(一) (略)

#### 第五條(一) (略)

#### 第六條(一) (略)

#### 第七條(一) (略)

#### 第八條(一) (略)

#### 第九條(一) (略)

#### 第十條(一) (略)

#### 第十一條(一) (略)

#### 第十二條(一) (略)

#### 第十三條(一) (略)

#### 第十四條(一) (略)

#### 第十五條(一) (略)

#### 第十六條(一) (略)

#### 第十七條(一) (略)

#### 第十八條(一) (略)

#### 第十九條(一) (略)

#### 第二十條(一) (略)

#### 第二十一條(一) (略)

#### 第二十二條(一) (略)

#### 第二十三條(一) (略)

#### 第二十四條(一) (略)

#### 第二十五條(一) (略)

## 第三節 紛争の解決の援助

### 第一節 紛争の解決の援助

#### 第一條(一) (略)

#### 第二條(一) (略)

#### 第三條(一) (略)

#### 第四條(一) (略)

#### 第五條(一) (略)

#### 第六條(一) (略)

#### 第七條(一) (略)

#### 第八條(一) (略)

#### 第九條(一) (略)

#### 第十條(一) (略)

#### 第十一條(一) (略)

#### 第十二條(一) (略)

#### 第十三條(一) (略)

#### 第十四條(一) (略)

#### 第十五條(一) (略)

#### 第十六條(一) (略)

#### 第十七條(一) (略)

#### 第十八條(一) (略)

#### 第十九條(一) (略)

#### 第二十條(一) (略)

#### 第二十一條(一) (略)

#### 第二十二條(一) (略)

#### 第二十三條(一) (略)

#### 第二十四條(一) (略)

#### 第二十五條(一) (略)

## 第三節 紛争の解決の援助

### 第一節 紛争の解決の援助

#### 第一條(一) (略)

#### 第二條(一) (略)

#### 第三條(一) (略)

#### 第四條(一) (略)

#### 第五條(一) (略)

#### 第六條(一) (略)

#### 第七條(一) (略)

#### 第八條(一) (略)

#### 第九條(一) (略)

#### 第十條(一) (略)

#### 第十一條(一) (略)

#### 第十二條(一) (略)

#### 第十三條(一) (略)

#### 第十四條(一) (略)

#### 第十五條(一) (略)

#### 第十六條(一) (略)

#### 第十七條(一) (略)

#### 第十八條(一) (略)

#### 第十九條(一) (略)

#### 第二十條(一) (略)

#### 第二十一條(一) (略)

#### 第二十二條(一) (略)

#### 第二十三條(一) (略)

#### 第二十四條(一) (略)

#### 第二十五條(一) (略)

## 第三節 紛争の解決の援助

### 第一節 紛争の解決の援助

#### 第一條(一) (略)

#### 第二條(一) (略)

#### 第三條(一) (略)

#### 第四條(一) (略)

#### 第五條(一) (略)

#### 第六條(一) (略)

#### 第七條(一) (略)

#### 第八條(一) (略)

#### 第九條(一) (略)

#### 第十條(一) (略)

#### 第十一條(一) (略)

#### 第十二條(一) (略)

#### 第十三條(一) (略)

#### 第十四條(一) (略)

#### 第十五條(一) (略)

#### 第十六條(一) (略)

#### 第十七條(一) (略)

#### 第十八條(一) (略)

#### 第十九條(一) (略)

#### 第二十條(一) (略)

#### 第二十一條(一) (略)

#### 第二十二條(一) (略)

#### 第二十三條(一) (略)

#### 第二十四條(一) (略)

#### 第二十五條(一) (略)

## 第三節 紛争の解決の援助

### 第一節 紛争の解決の援助

#### 第一條(一) (略)

#### 第二條(一) (略)

#### 第三條(一) (略)

#### 第四條(一) (略)

#### 第五條(一) (略)

#### 第六條(一) (略)

#### 第七條(一) (略)

#### 第八條(一) (略)

#### 第九條(一) (略)

#### 第十條(一) (略)

#### 第十一條(一) (略)

#### 第十二條(一) (略)

#### 第十三條(一) (略)

#### 第十四條(一) (略)

#### 第十五條(一) (略)

#### 第十六條(一) (略)

#### 第十七條(一) (略)

#### 第十八條(一) (略)

#### 第十九條(一) (略)

#### 第二十條(一) (略)

#### 第二十一條(一) (略)

#### 第二十二條(一) (略)

#### 第二十三條(一) (略)

#### 第二十四條(一) (略)

#### 第二十五條(一) (略)

## 第三節 紛争の解決の援助

### 第一節 紛争の解決の援助

#### 第一條(一) (略)

#### 第二條(一) (略)

#### 第三條(一) (略)

#### 第四條(一) (略)

#### 第五條(一) (略)

#### 第六條(一) (略)

#### 第七條(一) (略)

#### 第八條(一) (略)

#### 第九條(一) (略)

#### 第十條(一) (略)

#### 第十一條(一) (略)

#### 第十二條(一) (略)

#### 第十三條(一) (略)

#### 第十四條(一) (略)

#### 第十五條(一) (略)

#### 第十六條(一) (略)

#### 第十七條(一) (略)

#### 第十八條(一) (略)

#### 第十九條(一) (略)

#### 第二十條(一) (略)

#### 第二十一條(一) (略)

#### 第二十二條(一) (略)

#### 第二十三條(一) (略)

#### 第二十四條(一) (略)

#### 第二十五條(一) (略)

## 第三節 紛争の解決の援助

### 第一節 紛争の解決の援助

#### 第一條(一) (略)

#### 第二條(一) (略)

#### 第三條(一) (略)

#### 第四條(一) (略)

#### 第五條(一) (略)

#### 第六條(一) (略)

#### 第七條(一) (略)

#### 第八條(一) (略)

#### 第九條(一) (略)

#### 第十條(一) (略)

#### 第十一條(一) (略)

#### 第十二條(一) (略)

#### 第十三條(一) (略)

#### 第十四條(一) (略)

#### 第十五條(一) (略)

#### 第十六條(一) (略)

#### 第十七條(一) (略)

#### 第十八條(一) (略)

#### 第十九條(一) (略)

#### 第二十條(一) (略)

#### 第二十一條(一) (略)

#### 第二十二條(一) (略)

#### 第二十三條(一) (略)



を講じなければならない。

一 通常の労働者の募集を行う場合において、当該募集に係る内容、労働者の募集を行う場合において、当該募集に係る内容、賃金、労働時間その他の当該募集に係る事項を当該事業所において雇用する短時間労働者に通知すること。  
二 通常の労働者の募集を新たに行う場合において、当該配置の希望を申し出る機会を当該配置に係る事業所において雇用する短時間労働者に対して与えること。  
三 一定の資格を有する労働者を対象とした通常の労働者への転換のための試験制度を設けることその他の通常の労働者への転換を推進するための措置を講ずること。

事業主が講ずる措置の内容等の説明

第四條 事業主は、短時間労働者を雇入れたときは、速やかに、第九條から前条までの規定により措置を講ずべきこととされた事項（労働基準法第十五條第一項に規定する厚生労働省令で定める事項及び特定事項を除く。）に関し講ずることとされている措置の内容について、当該短時間労働者に説明しなければならない。

② 事業主は、その雇用する短時間労働者から求めがあつたとき、第六條、第六條及び第九條から前条までの規定により措置を講ずべきこととされている事項に関する決定をするに当つて考慮した事項について、当該短時間労働者に説明しなければならない。

③ 改正により追加

（指針）

第五條 ① 厚生労働大臣は、第六條から前条までに定めるもののほか、第三條第一項の事業主が講ずべき雇用管理の改善等に関する措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（以下この節において「指針」という。）を定めるものとする。  
② 第五條第二項から第五項までの規定は指針の策定について、同条第四項及び第五項の規定は指針の変更について準用する。

相談のための体制の整備

第六條 事業主は、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に関し、その雇用する短時間労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しなければならない。

（短時間雇用管理者）

第七條 事業主は、常時厚生労働省令で定める数以上の短時間労働者を雇う事業所ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、指針に定める事項その他の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項を管理するため、短時間雇用管理者を選任するよに努めるものとする。

（報告の徴取並びに取置 指置及び勧告等）

有効な改正前規定（育児休業、

第一八条 ① 厚生労働大臣は、短時間労働者の雇用管理の改善等を図るため必要があると認めるときは、短時間労働者を雇用する事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（紛争の自主的解決）

第二二条 事業主は、第六條第一項、第九條、第十條第一項及び第十二條から第十四条までに定める事項に関し、短時間労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業所の労働者を代表する者を構成員とする当該事業所の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し該苦情の処理を委任する等その自主的な解決を図るよう努めるものとする。

（紛争の解決の促進に関する特例）

第二三条 前条の事項についての短時間労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百二十二号）第四條、第五條及び第十二條から第十九条までの規定は適用せず。次条から第二十七条までに定めるところによる。

（紛争の解決の援助）

第二四條 ① 事業主は、短時間労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該短時間労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（調停の委任）

第二五條 ① 略  
② 前条第二項の規定は、短時間労働者が前項の申請をした場合について準用する。

（調停）

第二六條 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十九條、第二十条第一項及び第二十一条から第二十六条までの規定は、前条第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同法第十九條第一項中「前条第二項」とあるのは、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二十五条第一項」と同法第二十条第一項中「関係当事者」とあるのは、「関係当事者又は関係当事者と同一の事業所に雇用される労働者その他の参考人」と、同法第二十五条第一項中「第十八条第一項」とあるのは、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二十五条

第一項と読み替へるものとする。

○育児休業 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定  
改正法令一覽  
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和・六・五法二四 本則六条（令和・六・四までに施行）

（定義）

第一号に掲げる用語にあつては、第九條の三並びに第六十一條第三項及び第三十四項を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意は、当該各号に定めるところによる。  
一 育児休業 労働者自ら用いられる者を除く。以上の条  
次章から第八章まで、第二十条から第二十六条まで、第二十八條、第二十九條及び第三十條において同じが、次章に定めるところにより、その子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十七條の二第一項の規定により労働者が当該労働者と間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求し、若し当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る）であつて、当該労働者が現在に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十六号）第二十七條第一項の規定により同法第六條の四第二号に規定する養子縁組視である労働者委託されている児童及びその他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者を含む。第四号及び第六十一條第三項（同条第一項において準用する場合を含む。）を除き、以下同じ。）を養育するためにする休業をいう。

（改正により追加）

第五條 改正後（一）  
（改正により追加）

（改正により追加）

第五條の二（改正により追加）

（改正により追加）

第九章 事業主が講ずべき措置  
職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置

（改正により追加）

第五條の二（改正により追加）

### ○労働者災害補償保険法

職業安定法

### ○職業安定法

### ○職業安定法

### ○職業安定法

### ○職業安定法

### ○職業安定法

### ○職業安定法

**【指針】**  
第八條 厚生労働大臣は、第二十一条から前条までの規定に基づき事業主が講ずべき措置及び子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立を図られるようにするために事業主が講ずべきその他の措置の適切かつ有効な実施を図るための業務を担当する者を選任するよう努めなければならない。

令和二年一月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

改正法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一九・六・法四五）本則一六六条（令和二年）

#### 第二時（旅行）

第四條 療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付、療養費、休金給付、葬給付、介護給付及び二次健康診察費を受けける権利は、二年を経過したとき、障害補償給付、遺族補償給付、障害者年金及び遺族給付を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によつて消滅する。

#### 第六四條（年金給付と損害賠償との関係）

①労働者又はその遺族が障害年金若しくは遺族補償年金又は障害者年金若しくは遺族年金（以下この条において「年金給付」という）を受けるべき場合、当該年金給付を受けることとなつた時に、当該年金給付に係る障害補償年金前払一時金若しくは遺族補償年金前払一時金又は障害年金前払一時金若しくは遺族年金前払一時金（以下この条において「前払一時金給付」という）を請求することができる場合に限る。であつて、同一の事由について、当該労働者を使用し、同一の事業主又は使用した事業主から民法その他の法律による損害賠償（以下単に「損害賠償」といふ）当該年金給付によつて入補される損害をん補する部分に限る）を受けることができるときは、当該損害賠償については、当分の間、次に定めるところによるものとする。

一事業主は、当該労働者又はその遺族の年金給付を受ける権利が消滅するまでの間、その損害の発生時から当該年金給付に係る前払一時金給付を受けるべき時までの法定利率により計算される額を合算した場合における当該合算した額が当該前払一時金給付の最高限度額に相当する額となるべき額（次号の規定により損害賠償の責めを免れたときは、その免れた額を控除した額）の限度で、その損害賠償の履行をしななければならない。

二前号の規定により損害賠償の履行が猶予されている場合において、年金給付又は前払一時金給付の支給が行われたときは、事業主は、その損害の発生時から当該支給が行われた時までの法定利率により計算される額を合算した場合における当該合算した額が当該年金給付又は前払一時金給付の額となるべき額の限度で、その損害賠償の責めを免れる。

②（略）

令和二年一月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

雇用法等の一部を改正する法律（平成一九・三・三・法四）本則五五条（令和二・三・〇）施行

#### 求人（申込み）

第五條の五（公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者による申込みは至らざればならない）ただし、その申込みの内容が法令に違反し、その申込みの内容がある賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件に比べて著しく不当であると認めるとき、又は求人者が第五條の第三項の規定による明示をしないうち、その申込みを受理しないことができる。

#### 許可の資格事由

一禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十号）第二号に係る部分に限る。及び第五十二條の規定を除く。により、若しくは明法（明治四十二年法律第四十号）第二百四條、第二百六條、第二百八條、第二百八條の四、第二百二十二條若しくは第二百四十七條の罪、暴力行為等処罰に関する法律（天正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三條の第二項の罪を犯したることにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二一五（略）

六第三十二條の九第一項第三十三條第四項において準用する場合を含む）の規定により職業紹介事業の許可を取り消された者（法人である場合（第三十二條の九第一項（第一号）に限る）（第三十三條第四項において準用する場合を含む）の規定により許可を取り消された場合については、当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。）又は第三十二條の第三項において準用する第三十二條の九第一項の規定により無料の職業紹介事業の廃止を命じられた者が法人である場合（第三十三條の第三項において準用する第三十二條の九第一項（第一号）に規定する者）が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなつた

③（略）

ことによる場合に限る）において、当該取消し又は命令の処分を受ける原因となつた事項が発生した当該時当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準する者）を、取締役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に別し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準する者（同等以下の日から五年を経過しない）と認められる者を含む）以下の条において「同じ」であつたもので、当該取消し又は命令の日から起算して二年を経過したもので、

#### 七、八（略）

九暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第九号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」といふ）又は暴力団員でなつた日（以下五年を経過しない者）（以下この条において「暴力団員等」といふ）

#### 第十三（略）

#### 取扱職業の範囲

#### 第三條の二（一）（略）

第五條の五及び第五條の六第一項の規定は、有料職業紹介事業者に係る前項に規定する職業に係る求人の申込み及び求職の申込みについては、適用しない。

#### 取扱職業の範囲等の届出等

#### 第三條の二（二）（略）

② 有料の職業紹介事業を行う者又は有料職業紹介事業者が、前項の規定により、取扱職種の規等を届け出た場合には、第五條の五及び第五條の六第一項の規定は、その範囲内に限り適用するものとする。

③（略）

# ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覧

- ・働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成三〇・七・六法七二)本則第五条(令和二・四・一施行)
- ・女性の職生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和二・六・五法四)本則五条及び附則二条(令和二・四・一施行)

## 契約の内容等

### 第六 条(一) 略

④ 派遣元事業主から新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣第四十条の二第二項各号のいずれかに該当するものを除く。次項において同じ。この役務の提供を受けようとする者は、第一項の規定により当該労働者派遣契約を締結する当たり、あらかじめ、当該派遣元事業主に対し、当該労働者派遣の役務の提供が開始される日以後当該労働者派遣の役務の提供を受けようとする者の事業所その他派遣元事業主の業務について同第一項の規定に抵触することとなる最初の日を知りし後に行わなければならない。

### 第七 条(一) 改正により追加

### 第八 条(一) 略

② 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する派遣者に雇用される労働者の賃金水準との均衡を考慮し、当該派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する一般の労働者の賃金水準又は当該派遣元事業主の業務の成果、意欲、能力等又は当該派遣元事業主の業務の資金を決定するように配慮しなければならない。

### 第九 条(一) 略

② 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する派遣先に雇用される労働者を考慮し、当該派遣労働者について、教育訓練及び福利厚生の実施その他当該派遣労働者の目増な派遣就業の確保のために必要な措置を講ずるよう配慮しなければならない。

### 第十 条(一) 略

### 第十一 条(一) 略

### 第十二 条(一) 略

③ 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者として派遣しようとする労働者について、各人の希望、能力及び経験に応じた就業の機会を派遣労働者以外の労働者としての就業の機会を含む。及び教育訓練の機会を確保し、労働条件の向上その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずることにより、これら労働者の福祉の増進を図るよう努めなければならない。(改正後の舊〇条の七)

## 待遇に関する事項等の説明

### 第三 条(二) 略

② 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者から求めがあつたときは、第三十条の三の規定により配慮すべきこととされたい、当該派遣労働者に説明しなければならない。(改正後の④)

### 第四 条(一) 略

② 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者から求めがあつたときは、第四号までに掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を当該派遣先に通知しなければならない。

### 第五 条(一) 略

② 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者から求めがあつたときは、遅滞なく、その旨を当該派遣先に通知しなければならない。

### 第六 条(一) 略

② 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者から求めがあつたときは、遅滞なく、その旨を当該派遣先に通知しなければならない。

### 第七 条(一) 略

② 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者から求めがあつたときは、遅滞なく、その旨を当該派遣先に通知しなければならない。

### 第八 条(一) 略

② 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者から求めがあつたときは、遅滞なく、その旨を当該派遣先に通知しなければならない。

⑤ 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者から求めがあつたときは、遅滞なく、その旨を当該派遣先に通知しなければならない。

## 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の適用に関する特別規定

### 第九 条(一) 略

② 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者から求めがあつたときは、遅滞なく、その旨を当該派遣先に通知しなければならない。

### 第十 条(一) 略

② 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者から求めがあつたときは、遅滞なく、その旨を当該派遣先に通知しなければならない。

### 第十一 条(一) 略

② 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者から求めがあつたときは、遅滞なく、その旨を当該派遣先に通知しなければならない。

### 第十二 条(一) 略

② 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者から求めがあつたときは、遅滞なく、その旨を当該派遣先に通知しなければならない。

### 第十三 条(一) 略

② 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者から求めがあつたときは、遅滞なく、その旨を当該派遣先に通知しなければならない。

### 第十四 条(一) 略

② 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者から求めがあつたときは、遅滞なく、その旨を当該派遣先に通知しなければならない。

⑤ 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者から求めがあつたときは、遅滞なく、その旨を当該派遣先に通知しなければならない。

## 附則(平成三〇・七・六法七二)

### 第四章 第五 条(一) 略

② 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者から求めがあつたときは、遅滞なく、その旨を当該派遣先に通知しなければならない。

### 第六章 第九 条(一) 略

② 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者から求めがあつたときは、遅滞なく、その旨を当該派遣先に通知しなければならない。

### 第十 条(一) 略

② 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者から求めがあつたときは、遅滞なく、その旨を当該派遣先に通知しなければならない。

### 第十一 条(一) 略

② 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者から求めがあつたときは、遅滞なく、その旨を当該派遣先に通知しなければならない。

### 第十二 条(一) 略

② 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者から求めがあつたときは、遅滞なく、その旨を当該派遣先に通知しなければならない。

### 第十三 条(一) 略

② 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者から求めがあつたときは、遅滞なく、その旨を当該派遣先に通知しなければならない。

有効な改正前規定 (労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律)

新第四章 第四七 条(一) (改正により追加)

新第四章 第四七 条(二) (改正により追加)

新第四章 第四七 条(三) (改正により追加)

有効な改正前規定（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律

○個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律

○生活保護法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一九・六・二法四五）本則（二）条（令和二・四・一施行）

時効の中絶

第六条 前条の規定によりあつせんが打ち切られた場合において、当該あせんの申請をし者がその旨の通知を受けた日から三十日以内にあせんの目的となつた請求について訴え提起したときは、時効の中絶に關しては、あつせんの申請の時に訴えの提起があつたものとみなす。

改正法令

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一九・六・二法四五）本則（一七）条（令和二・四・一施行）  
生活困難者等の自立を促進するための生活困難者自立支援法等の一部を改正する法律（平成三〇・六・八法四四）本則（四）条（令和二・四・一、令和三・一・一施行）

指示及び勸告

第七七条の二 保護の実施機関は、第五十五条の七第一項に規定する被保護者就労支援事業を行うほか、要保護者から求めがあらうときは、要保護者の自立を助長するために、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすることができ、

生活扶助の方法

第三〇条① 生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによつては保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託して行うことができる。

第九章 被保護者就労支援事業

第五五條の七①③（略）

第五五條の八、第五五條の九（改正により追加）

指示等に従う義務

第六二条① 被保護者は、保護の実施機関が、第三十条第一項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第二十七条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

②⑤（略）

生活保護法）

（市町村の支弁）

第七〇条（住書略）

イ・ロ（略）

ハ 第三十条第一項ただし書の規定により被保護者を適当な施設に入所させ、若しくはその入所を適当な施設に委託し、又は私人の家庭に養護を委託する場合に、これに伴い必要な事務費（以下「委託事務費」という。）

二一五（略）

六 その長が第五十五条の七の規定により行う被保護者就労支援事業の実施に要する費用

七・八（略）

（都道府県の支弁）

第七二条（住書略）

一・二（略）

第七五条①（住書略）

三 市町村が支弁した被保護者就労支援事業に係る費用のうち、当該市町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の四分の一

四 都道府県が支弁した被保護者就労支援事業に係る費用のうち、当該都道府県が設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の四分の一

②（略）

（時効）

第七六条の三 就労自立給付金又は進学準備給付金の支給を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

第八五條の二 第五五條の七第三項に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。









しくは第四項又は第三十条の二から第三十条の六までの規定による課税の納付を命じた場合において、これらの規定による納付命令を示し既に納付された金額で、還付すべきものがあるときは、第三十三条第五項に規定する場合を除くは、遅滞なく、金銭を還付しなければならない。

② 前項の請求があつた場合においては、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、捜索すべき場所、捜索すべき人物若しくは物件又は差し押さへべき物件若しくは人物若しくは氏名を返還しなければならない旨、交付の年月日並びに裁判所名を記載し、自己の署名押印した許可状を委員に交付しなければならない。この場合において、犯罪嫌疑者の氏名又は犯刑の事実が明らかであるときは、これらの事項をも記載しなければならない。

③ 委員は、第一項の許可状（以下この章において「許可状」といふ。）を請求する場合において、この章において存在する認められる資料を提供しなければならない。改正  
④ 前項の請求があつた場合においては、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、捜索すべき場所、捜索すべき人物若しくは物件又は差し押さへべき物件若しくは人物若しくは氏名を返還しなければならない旨、交付の年月日並びに裁判所名を記載し、自己の署名押印した許可状を委員に交付しなければならない。この場合において、犯罪嫌疑者の氏名又は犯刑の事実が明らかであるときは、これらの事項をも記載しなければならない。

⑤ 委員は、許可状を他の委員会職員に交付して、臨検、捜索又は差し押さへさせるときは、改正後の⑦  
⑥ 改正により追加  
⑦ 改正により追加

⑧ 改正により追加

⑨ 改正により追加

⑩ 改正により追加

⑪ 改正により追加

⑫ 改正により追加

有効な改正前規定（不当景品類及び不当表示防止法）

⑬ 改正により追加

⑭ 改正により追加

⑮ 改正により追加

⑯ 改正により追加

⑰ 改正により追加

⑱ 改正により追加

⑲ 改正により追加

⑳ 改正により追加

㉑ 改正により追加

㉒ 改正により追加

定により質問、検査、臨検、臨検、捜索又は差し押さへをせよときは、その処分を行った年月日及びその結果を記録した調書を作成し、質問を受けた者又は立会人に対し、これらの者としてこれに署名押印しなければならない。ただし、質問を受けた者又は立会人が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

第一二二条【捜索・差し押さへ】 委員は、捜索又は差し押さへをせよときは、その旨を付記すれば足りる。

第一二三条【領置物等の処置】 運搬又は保管に不便な領置物又は差し押さへ物については、その所有者は所持者若しくは他の委員職員が適当と認めるときは、その承諾を得て、保管証を徴して保管せよ。

第一二四条【領置物等の還付】 ① 公正取引委員会は、領置物又は差し押さへ物について、これを還付しなければならない。② 返還を受けるべき者は、前項の領置物又は差し押さへ物を受け取るべき旨の住所若しくは居所がわからないため、又は他の事由によりこれを還付することができない場合においては、③ 前項の公告に係る領置物又は差し押さへ物について、公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、これらの物件は、国庫に帰属する。

第一二五条【捜査官等の引継ぎ】 ① 公正取引委員会は、犯罪事件の調査の結果、第七十四条の規定により告発し、置留し、検挙し、検束し、又は差し押さへるべき旨を領置目録又は差し押さへ目録に記載しなければならない。② 前項の領置目録又は差し押さへ目録が第十三条の規定によつて保管に係るものである場合においては、同条の保管証をもつて引き継ぐとともに、その旨を同条の保管者に通知しなければならない。③ 前二項の規定により領置物又は差し押さへ物を引き継がれたときは、当該物件は、刑事訴訟法の規定によつて押収されたものとみなす。

第一二六条【捜査官等の引継ぎ】 ① 公正取引委員会は、犯罪事件の調査の結果、第七十四条の規定により告発し、置留し、検挙し、検束し、又は差し押さへるべき旨を領置目録又は差し押さへ目録に記載しなければならない。② 前項の領置目録又は差し押さへ目録が第十三条の規定によつて保管に係るものである場合においては、同条の保管証をもつて引き継ぐとともに、その旨を同条の保管者に通知しなければならない。③ 前二項の規定により領置物又は差し押さへ物を引き継がれたときは、当該物件は、刑事訴訟法の規定によつて押収されたものとみなす。

第一二七条【捜査官等の引継ぎ】 ① 公正取引委員会は、犯罪事件の調査の結果、第七十四条の規定により告発し、置留し、検挙し、検束し、又は差し押さへるべき旨を領置目録又は差し押さへ目録に記載しなければならない。② 前項の領置目録又は差し押さへ目録が第十三条の規定によつて保管に係るものである場合においては、同条の保管証をもつて引き継ぐとともに、その旨を同条の保管者に通知しなければならない。③ 前二項の規定により領置物又は差し押さへ物を引き継がれたときは、当該物件は、刑事訴訟法の規定によつて押収されたものとみなす。

第一二八条【捜査官等の引継ぎ】 ① 公正取引委員会は、犯罪事件の調査の結果、第七十四条の規定により告発し、置留し、検挙し、検束し、又は差し押さへるべき旨を領置目録又は差し押さへ目録に記載しなければならない。② 前項の領置目録又は差し押さへ目録が第十三条の規定によつて保管に係るものである場合においては、同条の保管証をもつて引き継ぐとともに、その旨を同条の保管者に通知しなければならない。③ 前二項の規定により領置物又は差し押さへ物を引き継がれたときは、当該物件は、刑事訴訟法の規定によつて押収されたものとみなす。

第一二九条【捜査官等の引継ぎ】 ① 公正取引委員会は、犯罪事件の調査の結果、第七十四条の規定により告発し、置留し、検挙し、検束し、又は差し押さへるべき旨を領置目録又は差し押さへ目録に記載しなければならない。② 前項の領置目録又は差し押さへ目録が第十三条の規定によつて保管に係るものである場合においては、同条の保管証をもつて引き継ぐとともに、その旨を同条の保管者に通知しなければならない。③ 前二項の規定により領置物又は差し押さへ物を引き継がれたときは、当該物件は、刑事訴訟法の規定によつて押収されたものとみなす。

第一三〇条【捜査官等の引継ぎ】 ① 公正取引委員会は、犯罪事件の調査の結果、第七十四条の規定により告発し、置留し、検挙し、検束し、又は差し押さへるべき旨を領置目録又は差し押さへ目録に記載しなければならない。② 前項の領置目録又は差し押さへ目録が第十三条の規定によつて保管に係るものである場合においては、同条の保管証をもつて引き継ぐとともに、その旨を同条の保管者に通知しなければならない。③ 前二項の規定により領置物又は差し押さへ物を引き継がれたときは、当該物件は、刑事訴訟法の規定によつて押収されたものとみなす。

○不当景品類及び不当表示防止法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧  
情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の効率化及び効力を図るための行政手続における情報通信の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第一一三・一三六）附則四一条（令和二年二月二九日に施行）

電子情報処理組織の使用  
第四十一条【行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律】平成十四年法律第五十号（第一条第七項）に規定する行政手続等であつて、この節又は内閣府令の規定により書類の送達により行うこととして行つてはならないものについては、同法第四条第一項の規定にかかわらず、当該分通知等の相手方が送達を受ける旨の宛先住所若しくは居所を指定する方式による表示をしないときは、電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。）の活用により、同じく（同項）を使用し、行うことができ、改正により追加

電子情報処理組織の使用  
電子情報処理組織が前項に規定する処分通知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して行つたときは、第二十条において準用する民事訴訟法第九十九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を電子情報処理組織を使用して消費者庁の電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。改正後の本条







### ○特許法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覧

- ・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一九・六・二法四五）本則二八〇条（令和二・四・一施行）
- ・特許法の一部を改正する法律（令和一・五・一七法三）本則一条（令和二・五・一六までに）令和二・一・一六までに施行）

#### （出願公開の効果等）

第六十五条(一)⑤(略)

第六十一条 第五十条から第五十四条の三まで、第五十五条、第六十一条の二、第六十五条の四から第六十五条の七まで及び第六十八、九号第三項から第六十九号及び第七十号（不正行為の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。）の場合において、当該請求権を有する者が特許権の設定の登録前に当該特許出願に係る発明の実施の事実及びその実施をした者を知つたときは、同条中「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知つた時」とあるのは、特許権の設定の登録の日と読み替へるものとする。

#### 損害の額の推定等

第二〇二条(一) 特許権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その侵害物の数量（以下この項において「誤謬数量」という。）に、特許権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することのできた物の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、特許権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた額と超えない限り、特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額とする。ただし、誤謬数量の全部又は一部に相当する数量を特許権者又は専用実施権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

① 改正により追加

② 略

③ 略

④ 前項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、特許権又は専用実施権を侵害した者に故意又は重大な過失があつたときは、裁判所は、

損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。（改正後の⑤）

#### 書類の提出等

第五〇条(一)③(略)

④ 裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類を開示し得るときは、当事者の同意を得て、民事訴訟法第五百五十二條第二節第一款に規定する専門員に対し、当該書類を開示することができる。

⑤ (略)

#### 新第二〇五条の二第一〇五条の二の二〇（改正により追加）

#### 第五〇条の二 改正後の第二〇五条の二(二)

#### 秘密保持命令

第五〇条の四(一) 特許権者

一 既に提出せられたるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に開示され、又は取り調られるべき証拠（第五十五条第三項の規定により開示された書類又は第六十一条の七第四項の規定により開示された書面を含む。）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

二 (略)

② ⑤(略)

#### 新第二〇〇条の二 改正により追加

#### 第二〇〇条(二) 改正後の第二〇〇条(三)

### ○商標法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覧

- ・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一九・六・二法四五）本則二八二条（令和二・四・一施行）
- ・特許法の一部を改正する法律（令和一・五・一七法三）本則四条（令和二・五・一六までに）令和二・一・一六までに施行）

#### （設定の登録前の金銭的請求権等）

第三十一条(一)④(略)

第二十七条 第三十七条、第三十九条において準用する特許法第四十条の三第三項及び第六項、第五十五条、第六十一条の二、第六十一条の四から第六十一条の六まで及び第六十八、九号第一項において準用する同法第六十八、九号第六項から第九号及び第七十号（不正行為の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。）の場合において、当該請求権を有する者が商標権の設定の登録前に当該商標登録出願に係る商標の使用の事実及びその使用をした者を知つたときは、同条中「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知つた時」とあるのは、商標権の設定の登録の日と読み替へるものとする。

#### 損害の額の推定等

第三八条(一) 商標権者又は専用使用権者が故意又は過失により自己の商標権又は専用使用権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その侵害物の数量（以下この項において「誤謬数量」という。）に、商標権者又は専用使用権者がその侵害の行為がなければ販売することのできた商品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、商標権者又は専用使用権者の使用の能力に応じた額と超えない限り、商標権者又は専用使用権者が受けた損害の額とする。ただし、誤謬数量の全部又は一部に相当する数量を商標権者又は専用使用権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

① 改正により追加

② 略

③ 略

④ 改正後の⑤

⑤ 前二項の規定は、これらの規定に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、商標権又は専用使用権を侵害した者に故意又は重大な過失があつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。（改正後の⑥）

#### 特許法の適用

第二九条 特許法第一〇一条（過失の推定）、第四十条の二（具体的権利行使の制限）、第五十条から第五十五条まで、書写的提出等、損害計算のための鑑定、相当な損額の認定、秘密保持命令、秘密保持命令の取消し及び訴訟記録の閲覧等の請求の通知等）並びに第六十六条（信用回復の措置）の規定は、商標権又は専用使用権の侵害に準用する。

有効な改正前規定（特許法）

商標法）

## ○不正競争防止法

令和二年一月二日以降有効な旧規定

## 改正法令一覧

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二法四五）本則二九四条（令和二・四・一施行）

## 消滅時効

第五案① 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争のうち、営業秘密を使用する行為に対する第二案第一項の規定による侵害の停止又は予防を請求する権利は、その行為を行う者がその行為を継続する場合において、その行為により営業上の利益を侵害され又は侵害されるおそれがある営業秘密保有者がその事実及びその行為を行う者を知った時から三年間行わないときは、時効によつて消滅する。その行為の開始の時から二十年を経過したときも、同様とする。

② 前項の規定は、第二条第一項第十一号から第十六号までに掲げる不正競争のうち、限定提供データを使用する行為に対する第二案第一項の規定による侵害の停止又は予防を請求する権利について準用する。この場合において、前項中「営業秘密保有者」とあるのは、「限定提供データ保有者」と読み替えるものとする。

## ○著作権法

令和二年一月二日以降有効な旧規定

## 改正法令一覧

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二法四五）本則一五〇条（令和二・四・一施行）

## 補償金等の供託

## 第七四条①（注書略）

一 著作権者が補償金の受領を拒み、又は補償金を受領することができない場合

## 新二 ①並により追加

二 その者が過失がなく著作権者を確知することができない場合（改正後の三）

三 その者がその補償金の額について第七十二条第一項の訴えを提起した場合（改正後の四）

四 当該著作権を目的とする質権が設定されている場合（当該質権を有する者の承諾を得た場合を除く）（改正後の五）

② 前項第三号の場合において、著作権者の請求があるときは、当該補償金を支払うべき者は、自己の見積金額を支払い、裁定に係る補償金の額との差額を供託しなければならない。

③④ 略